

令和5年度第46回総代会議案書

期 日 令和6年3月21日
場 所 さくら湖自然観察ステーション

三 春 町 土 地 改 良 区

令和5年度第46回総代会次第

令和6年3月21日（木）

午後7時

さくら湖自然観察ステーション

1. 開 会
2. 理事長あいさつ
3. 議長選出
4. 議事録署名人選出
5. 議 事
6. 閉 会

三春町土地改良区第46回総代会付議案件

- 議案第1号 令和4年度事業報告・収支決算及び財産目録の承認について
- 議案第2号 令和5年度中間事業報告について
- 議案第3号 令和5年度一般会計補正予算について
- 議案第4号 三春町土地改良区定款・規程の改正について
- 議案第5号 三春町土地改良区規約の改正について
- 議案第6号 三春町土地改良区会計細則の改正について
- 議案第7号 令和6年度賦課金の賦課徴収について
- 議案第8号 令和6年度決済金の賦課徴収について
- 議案第9号 令和6年度畑地化協力金徴収について
- 議案第10号 令和6年度一般会計予算について
- 議案第11号 令和6年度一般会計の一時借入について
- 議案第12号 歳計現金預入先について

議案第1号 令和4年度 事業報告・収支決算および財産目録の承認について

令和4年度の決算について、下記のとおり報告し承認を求める。

令和4年度 事業報告書

令和4年度 貸借対照表

令和4年度 正味財産増減計算書

令和4年度 財務諸表に対する注記

令和4年度 収支決算書

令和4年度 収支決算書に対する注記

令和4年度 財産目録

令和6年3月21日提出

三春町土地改良区理事長 坂本 浩之

第1 地区及び組合員の状況

1 地区 総面積 392.2 ヘクタール

事業別	年度別地積	前年度末地積	本年度末地積	比較増減	本年度賦課地積
田		82.6	82.6	0.0	82.6
畑		309.9	309.6	△ 0.3	309.4

2 組合員 総数 517 名

選挙区別	年度別員数	前年度末	本年度末	比較増減	附 記
第一区 過足		47	47	0	
第二区 西方		33	32	△ 1	相続放棄(H30)
第三区 斎藤		49	49	0	
第四区 沼沢		33	32	△ 1	売買により組合員資格喪失
第五区 鷹巣		121	120	△ 1	贈与と地区除外により組合員資格喪失
第六区 貝山		78	77	△ 1	相続放棄(R2)
第七区 込木		37	37	0	
第八区 滝		36	36	0	
第九区 柴原		22	22	0	
第十区 樋渡		23	22	△ 1	相続放棄(H24)
第十一区根本・蛇石		14	14	0	
第十二区狐田		29	29	0	
合 計		522	517	△ 5	

※令和4年度より、相続放棄となった場合『賦課地積』『組合員数』から除かれます。(『地積』の変更はありません。)

第2 事業の状況

1 土地改良施設の維持管理の状況

(1) 用水補給の状況

本年度の揚水機場の運転状況は、前期は高気圧に覆われ、晴れた日が多かったため、昨年度に比較してポンプの運転時間が微増となった。また、後期は8月上旬から中旬にかけて前線や湿った空気の影響を受けやすかったため月降水量がかなり多くあったが、昨年度に比較して運転時間は、増となった。全体的には、地区内の土地へ比較的順調に配水することができた。

4年度 揚水機場ポンプ運転状況

右岸揚水機場（西方）

左岸揚水機場（滝）

月別	運転日数	運転時間	使用電力量	備考	運転日数	運転時間	使用電力量	備考
4月	30日	67.6時間	5,287KW		30日	39.8時間	4,078KW	
5月	31日	102.2時間	37,122KW		31日	90.3時間	14,075KW	
6月	30日	78.7時間	28,767KW		30日	50.0時間	13,762KW	
7月	31日	68.7時間	27,021KW		31日	43.9時間	10,867KW	
8月	31日	83.0時間	31,680KW		31日	35.6時間	9,366KW	
9月	30日	32.8時間	19,474KW		30日	20.9時間	7,040KW	
10月	31日	12.0時間	11,555KW		15日	9.8時間	6,208KW	
合計	214日	445.0時間	160,906KW		198日	290.3時間	65,396KW	

(2) 維持管理の状況

ア 用水路の維持について

用水路の維持については、例年どおり、幹線・支線水路は本区職員による直営又は請負により実施し、ファームポンド施設については、地元役員・総代等の協力を得て、清掃、草刈等を実施した。

イ ポンプ施設等について

ポンプ施設等については、例年どおり配水開始前に各揚水機場を点検整備し、用水の円滑な送水確保に努めた。また、維持管理事業についても、補助金を導入して計画的に工事を実施すべく、土地改良施設維持管理適正化事業に加入している。

なお、実施した主な補修・改善工事は次のとおり。

- ①右岸揚水機場：超音波流量計修繕一式

2 土地改良事業工事の施行状況

工事名	事業費	工事場所	契約工期	工事内容	請負業者名
第0401号 右岸超音波流量計修繕工事	7,348,000	西方字石畑 右岸揚水機場	R4.4.1 ～5.3.31	右岸超音波流量計修繕一式	東北機電工業株式会社
第0402号 1-1-1FP末端配管漏水修繕工事	127,600	西方字浮貝地内	R4.4.28 ～4.5.31	末端配管の漏水修繕	有限会社信和創建
第0403号 1-5FP末端配管漏水修繕工事	106,700	過足字上過足地内	R4.4.28 ～4.5.31	末端配管(配管撤去・取付)の漏水修繕	有限会社信和創建
第0404号 2-7FP応急漏水修繕工事	177,100	込木字仲ノ内 ファームポンド	R4.4.28 ～4.5.31	目地充填(応急)	有限会社信和創建
第0405号 2-3FPネットフェンス修繕工事	407,000	鷹巣字流田 ファームポンド	R4.8.19 ～4.11.30	ネットフェンス修繕	株式会社榎本組
第0406号 1-1-1FP漏水修繕工事	385,000	西方字浮貝 ファームポンド	R4.9.30 ～4.11.30	防護コンクリートの漏水修繕	有限会社信和創建
第0407号 2-6FP漏水修繕工事	495,000	貝山字佐藤六 ファームポンド	R4.9.30 ～4.11.30	目地補修の漏水修繕	有限会社信和創建
第0408号 右岸南幹線空気弁修繕工事	429,000	西方字浮貝地内	R4.12.20 ～5.2.28	空気弁の修繕交換	有限会社信和創建
合計	9,475,400				

災害復旧工事

工事名称	事業主体	事業費	施工箇所	工事概要	備考
農地・農業用施設	三春町	3,374,800	大字込木字仲ノ内地内(込木FP)	コンクリート目地復旧	有限会社信和創建
農地・農業用施設	三春町	2,178,000	大字春沢字春沢地内(町道後作石畑線)	空気弁復旧、アスファルト舗装復旧	有限会社信和創建
合計		5,552,800	[土地改良区負担額194,000]		

第3 事務の経過

1 総代会の開催及び議決状況の概要

年月日	区分	開催場所	出席者数	付議事項
令和4年 7月14日	臨時	さくら湖自然 観察ステーション	48 (書面26名含)	令和3年度事業報告、決算及び財産目録の承認について。47名満票で承認可決。
令和5年 3月23日	第45回	さくら湖自然 観察ステーション	47 (書面31名含)	令和4年度中間事業報告、補正予算、畑地化協力金徴収規程制定、令和5年度賦課金、決済金の賦課徴収、畑地化協力金徴収、予算等について。賛成多数により1報告8議案を原案のとおり承認・可決。

2 理事会の開催及び議決状況の概要

年月日	区分	開催場所	出席者数	付議事項
令和4年 6月24日	第1回	さくら湖自然 観察ステーション	13 監事3	令和3年度事業報告・決算及び財産目録の承認・財務状況の公表、令和4年度臨時総代会開催について。13名満票で承認可決。
11月15日	第2回	さくら湖自然 観察ステーション	13 監事3	検査指摘事項改善措置、工事・災害復旧工事、補正予算(第1回)について。13名満票で承認可決。
令和5年 1月20日	第3回	さくら湖自然 観察ステーション	11 監事3	本年度賦課金の徴収状況、令和5年度経常賦課金の改正、令和5年度土地改良施設維持管理適正化事業(第47期生)取扱基準の承認について。11名満票で承認可決。
3月2日	第4回	さくら湖自然 観察ステーション	12 監事3	令和4年度中間事業報告、工事請負契約専決処分、補正予算(第2回)、過怠金免除、畑地化協力金徴収規程制定、令和5年度賦課金、決済金の賦課徴収、畑地化協力金徴収、予算、配水計画、第45回総代会開催等について。12名満票で承認可決。

3 監事会の開催及び議決状況の概要

年月日	区分	開催場所	出席者数	付議事項
令和4年 6月8日	第1回	三春町役場 2階会議室	3 理事2	令和3年度事業実施及び決算監査の結果について。3名満票で承認可決。
11月8日	第2回	三春町役場 2階会議室	3	補正予算(第1回)について。3名満票で承認可決。
令和5年 2月15日	第3回	三春町役場 2階会議室	3 理事2	令和4年度中間監査及び結果、補正予算(第2回)、令和5年度監査計画について。3名満票で承認可決。

第4 経理の状況

1 一時借入金 なし

2 賦課金の納入及び滞納状況

賦課金種目	年度	調定額	徴収済額	未収額	徴収率
経常賦課金	令和4年度	8,484,911	8,433,625	51,286	99.40%

令和4年度 貸借対照表

一般会計

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資産の部			
1 流動資産			
現金及び預金			
福島さくら農協/三春支店 1176958	2,162,219	1,854,716	307,503
東邦銀行/三春支店 561958	99,396	418,290	△ 318,894
現金及び預金合計	2,261,615	2,273,006	△ 11,391
未収賦課金等			
未収経常賦課金	51,286	54,830	△ 3,544
未収特別賦課金		2,967	△ 2,967
未収賦課金等合計	51,286	57,797	△ 6,511
その他未収金			
未収補助金	484,923		484,923
その他未収金合計	484,923		484,923
貯蔵品			
貯蔵品	15,808	26,718	△ 10,910
貯蔵品合計	15,808	26,718	△ 10,910
流動資産合計	2,813,632	2,357,521	456,111
2 固定資産			
(1) 特定資産			
所有土地改良施設	1,343,780,593	1,418,809,883	△ 75,029,290
土地改良施設用地等	136	136	
財政調整積立資産	9,032,861	15,832,861	△ 6,800,000
職員退職給付引当積立資産	1,012,778	932,778	80,000
転用決済金積立資産	556,293	409,929	146,364
特定資産合計	1,354,382,661	1,435,985,587	△ 81,602,926
(2) その他固定資産			
車両運搬具	404,891	607,336	△ 202,445
器具備品	20,132	50,327	△ 30,195
適正化事業拠出金	3,738,840	960,000	2,778,840
長期未収賦課金等			
経常賦課金	271,921	264,270	7,651
特別賦課金	5,505,220	5,904,473	△ 399,253
長期未収賦課金等合計	5,777,141	6,168,743	△ 391,602
出資金	102,000	102,000	
その他固定資産合計	10,043,004	7,888,406	2,154,598
固定資産合計	1,364,425,665	1,443,873,993	△ 79,448,328
3 繰延資産			
繰延資産合計			
資産合計	1,367,239,297	1,446,231,514	△ 78,992,217
II 負債の部			
1 流動負債			
未払金	252,071		252,071
預り金	151,428		151,428
流動負債合計	403,499		403,499
2 固定負債			
職員退職給付引当金	1,012,778	932,778	80,000
固定負債合計	1,012,778	932,778	80,000
負債合計	1,416,277	932,778	483,499
III 正味財産の部			
1 指定正味財産			
所有土地改良施設受贈益	996,836,064	1,057,166,201	△ 60,330,137
指定正味財産合計	996,836,064	1,057,166,201	△ 60,330,137
(うち基本財産への充当額)			
(うち特定資産への充当額)	(996,836,064)	(1,057,166,201)	(△ 60,330,137)
2 一般正味財産			
一般正味財産	368,986,956	388,132,535	△ 19,145,579
一般正味財産合計	368,986,956	388,132,535	△ 19,145,579
(うち基本財産への充当額)			
(うち特定資産への充当額)	(356,533,819)	(377,886,608)	(△ 21,352,789)
正味財産合計	1,365,823,020	1,445,298,736	△ 79,475,716
負債及び正味財産合計	1,367,239,297	1,446,231,514	△ 78,992,217

正味財産増減計算書

令和4年4月1日から令和5年3月31日

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収入			
1 土地改良事業収入	11,209,680	12,590,118	△ 1,380,438
経常賦課金	8,484,911	8,488,099	△ 3,188
償還賦課金		1,471,416	△ 1,471,416
転用決済金	162,858	232	162,626
負担金	2,561,911	2,630,371	△ 68,460
2 附帯事業収入	16,130	16,130	0
受取他目的使用料	16,130	16,130	0
3 特定資産運用収入	157	133	24
特定資産受取利息	157	133	24
4 受取補助金等	9,840,957	2,305,000	7,535,957
受取助成金等	9,840,957	2,305,000	7,535,957
5 雑収入	25,813	1,095,350	△ 1,069,537
受取利息配当金	868	876	△ 8
受取利息	56	64	△ 8
受取配当金	812	812	0
受取過剰金	24,945	1,094,474	△ 1,069,529
経常収入計	21,092,737	16,006,731	5,086,006
(2) 経常支出			
1 土地改良事業費	10,990,300	9,677,409	1,312,891
維持管理費	10,897,672	9,645,409	1,252,263
臨時雇賃金	871,675	945,306	△ 73,631
消耗什器備品費	294,956	809,780	△ 514,824
修繕費	2,375,300	2,139,468	235,832
水道光熱費	6,735,825	4,990,574	1,745,251
賃借料	15,720		15,720
支払保険料	150,460	170,560	△ 20,100
支払負担金等	178,708	193,693	△ 14,985
業務委託費	275,028	396,028	△ 121,000
適正化事業費	92,628	32,000	60,628
支払負担金等	92,628	32,000	60,628
2 減価償却費	77,687,930	77,681,250	6,680
減価償却費	77,687,930	77,681,250	6,680
所有土地改良施設減価償却費	77,687,930	77,681,250	6,680
3 一般管理費	7,200,863	4,997,901	2,202,962
運営事務費	6,843,395	4,702,527	2,140,868
役員報酬	660,000	655,000	5,000
給料手当	3,887,012	1,718,400	2,168,612
職員賞与	812,094	690,384	121,710
退職給付費用	80,000	163,000	△ 83,000
福利厚生費	761,781	379,711	382,070
研修費	7,790	79,200	△ 71,410
交際費	30,800	10,800	20,000
総(代)会費	204,400	206,740	△ 2,340
その他会議費	166,720	428,732	△ 262,012
通信運搬費	40,630	52,711	△ 12,081
消耗什器備品費	104,456	210,317	△ 105,861
印刷製本費	25,300	26,388	△ 1,088
支払手数料	15,372	17,050	△ 1,678
支払保険料	27,540	30,594	△ 3,054
支払負担金等	10,500	10,500	0
租税公課	9,000	23,000	△ 14,000
事務所費	357,468	295,374	62,094
減価償却費	232,640	232,640	0
車両運搬具減価償却費	202,445	202,445	0
器具備品減価償却費	30,195	30,195	0
修繕費	69,145	10,445	58,700
水道光熱費	45,626	42,232	3,394
賃借料	10,057	10,057	0
4 借入金返済支出		3,145,064	△ 3,145,064
公庫資金償還金支出		3,145,064	△ 3,145,064
その他借入金返済金支出		3,145,064	△ 3,145,064
経常支出計	95,879,093	95,501,624	377,469
当期経常増減額	△ 74,786,356	△ 79,494,893	4,708,537
2 経常外増減の部			
(1) 経常外収入			
1 固定資産受贈益 特定資産受贈益 所有土地改良施設受贈益	60,330,137	57,732,953	2,597,184
経常外収入計	60,330,137	57,732,953	2,597,184
(2) 経常外支出			
1 固定資産除却損 特定資産除却損 所有土地改良施設除却損	4,689,360		4,689,360
経常外支出計	4,689,360		4,689,360
当期経常外増減額	55,640,777	57,732,953	△ 2,092,176
当期一般正味財産増減額	△ 19,145,579	△ 21,761,940	2,616,361
一般正味財産期首残高	388,132,535	409,894,475	△ 21,761,940
一般正味財産期末残高	368,986,956	388,132,535	△ 19,145,579
II 指定正味財産増減の部			
1 一般正味財産への振替額	△ 60,330,137	△ 57,732,953	△ 2,597,184
当期指定正味財産増減額	△ 60,330,137	△ 57,732,953	△ 2,597,184
指定正味財産期首残高	1,057,166,201	1,114,899,154	△ 57,732,953
指定正味財産期末残高	996,836,064	1,057,166,201	△ 60,330,137
III 正味財産期末残高	1,365,823,020	1,445,298,736	△ 79,475,716

※前年度は参考資料

令和4年度 財務諸表に対する注記

(一般会計)

1 重要な会計方針

- (1) 資産の評価基準及び評価方法
資産は、償却原価法に基づく原価法を採用している。
- (2) 有価証券の評価基準及び評価方法
有価証券はない。
- (3) 貯蔵品の評価基準及び評価方法
貯蔵品は、先入先出法に基づく原価法を採用している。
- (4) 固定資産の減価償却の方法
 - ① 土地改良施設等の減価償却の方法
定額法を採用している。
 - ② その他固定資産の減価償却の方法
定額法を採用している。
- (5) 繰延資産の減価償却の方法
繰延資産はない。
- (6) 引当金の計上基準
 - ① 職員退職給付引当金
職員の退職給付に備えるため、当期に属する期間の給付見込み額を計上している。
- (7) 積立金の計上基準
 - ① 職員退職給付積立金
職員の退職給付に備えるため、規定に基づき積み立てている。
- (8) リース取引の処理方法
通常の賃貸借処理に係わる方法に準じた会計処理を採用している。
- (9) 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は税込方式により行っている。

2 重要な会計方針の変更

- (1) 会計処理の原則又は手続の変更
土地改良法改正により、単式簿記より複式簿記へ移行している。
- (2) 表示方法の変更
複式簿記の様式に変更している。

3 基本財産、特定資産の増減額及びその残高

基本財産、特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
小 計				
特定資産				
所有土地改良施設	1,418,809,883	7,348,000	4,689,360 77,687,930	1,343,780,593
土地改良施設用地等	136			136
財政調整積立資産	15,832,861	145	6,800,145	9,032,861
職員退職給付引当積立資産	932,778	80,008	8	1,012,778
転用決済金積立資産	409,929	162,862	16,498	556,293
小 計	1,435,985,587	7,591,015	89,193,941	1,354,382,661
合 計	1,435,985,587	7,591,015	89,193,941	1,354,382,661

4 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)	(うち負債に対応する額)
基本財産				
小 計				
特定資産				
所有土地改良施設	1,343,780,593	(996,836,064)	(346,944,529)	
土地改良施設用地等	136		(136)	
財政調整積立資産	9,032,861		(9,032,861)	
職員退職給付引当積立資産	1,012,778			(1,012,778)
転用決済金積立資産	556,293		(556,293)	
小 計	1,354,382,661	(996,836,064)	(356,533,819)	(1,012,778)
合 計	1,354,382,661	(996,836,064)	(356,533,819)	(1,012,778)

5 担保に供している資産

担保に供している資産はない。

6 固定資産等の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

(1) 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高	(当期減価償却費)
車両運搬具	1,408,654	1,003,763	404,891	(202,445)
器具備品	391,780	371,648	20,132	(30,195)
合 計	1,800,434	1,375,411	425,023	(232,640)

(2) 所有土地改良施設及び受託土地改良施設使用収益権の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

① 所有土地改良施設

(単位：円)

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高	(当期減価償却費)
所有土地改良施設	総額	総額	総額	総額
	3,827,544,330	2,483,763,737	1,343,780,593	(77,687,930)
	内訳	内訳	内訳	内訳
	土地改良区	土地改良区	土地改良区	土地改良区
	(971,874,670)	(624,930,141)	(346,944,529)	(20,171,409)
	国・県・その他	国・県・その他	国・県・その他	国・県・その他
	(2,855,669,660)	(1,858,833,596)	(996,836,064)	(57,516,521)
合 計	3,827,544,330	2,483,763,737	1,343,780,593	77,687,930

(注) 所有土地改良施設の貸借対照表の取得価額は、総額を計上する。

国、県等については、まとめて記載しても差し支えない。

7 満期保有目的の債券はない。

- 8 受取補助金及び受取助成金の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高
受取補助金及び受取助成金の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

(単位：円)

補助金等の名称	交付者	前期末 残 高	当 期 増加額	当 期 減少額	当期末 残 高	貸借対照表上 の記載区分
補助金						
小 計						
助成金						
運営補助金	三春町		4,484,000	4,484,000		
運営補助金(適正化)	三春町		1,435,734	1,435,734		
運営補助金(維持修繕)	三春町		1,986,300	1,986,300		
農業水利施設電気料金高騰緊急支援補助金	福島県土地改良 事業団体連合会		1,450,000	1,450,000		
三春町農業水利施設電力高騰補助金	三春町		484,923	484,923		未収補助金
小 計			9,840,957	9,840,957		
合 計			9,840,957	9,840,957		

- 9 換地清算金はない。

- 10 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳
指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

内 容	金 額	
経常収入への振替額 該当なし		
経常外収入への振替額 所有土地改良施設受贈益	60,330,137	減価償却57,516,521+除却2,813,616
合 計	60,330,137	

- 11 関連当事者との取引はない。

- 12 重要な後発事象 該当なし

- 13 その他

- (1) 長期借入金について 該当なし

- (2) 未収賦課金等の明細

(単位：円)

調定年度	区分	件数	期首残高	当期減少額	期末残高	不能欠損引当金	備考
令和4年度	流動資産	経常賦課金	4	8,484,911	8,433,625	51,286	-
	合 計		4	8,484,911	8,433,625	51,286	-
令和3年度	固定資産	経常賦課金	3	54,830	4,136	50,694	
		末端配管償還賦課金	0	2,967	2,967	0	
		小 計	3	57,797	7,103	50,694	
令和2年度	固定資産	経常賦課金	3	68,047	9,821	58,226	
		末端配管償還賦課金	0	3,020	3,020	0	
		小 計	3	71,067	12,841	58,226	
令和元年度	固定資産	経常賦課金	4	68,309	1,448	66,861	
		末端配管償還賦課金	1	15,284	3,020	12,264	
		小 計	5	83,593	4,468	79,125	

調定年度	区分	件数	期首残高	当期減少額	期末残高	不能欠損引当金	備考
平成30年度	經常賦課金	4	66,125	1,554	64,571		
	末端配管償還賦課金	1	20,007	7,742	12,265		
	小計	5	86,132	9,296	76,836		
平成29年度	經常賦課金	1	7,081	3,446	3,635		
	末端配管償還賦課金	1	7,742	7,742	0		
	小計	1	14,823	11,188	3,635		
平成28年度	經常賦課金	1	6,807		6,807		
	末端配管償還賦課金	1	12,882	7,742	5,140		
	小計	2	19,689	7,742	11,947		
平成27年度	末端配管償還賦課金	1	5,140		5,140		
	小計	1	5,140		5,140		
平成26年度	經常賦課金	2	18,442	10,000	8,442		
	末端配管償還賦課金	1	5,140		5,140		
	償還賦課金	1	12,012		12,012		
	小計	4	35,594	10,000	25,594		
平成25年度	經常賦課金	1	9,262	7,841	1,421		
	末端配管償還賦課金	1	5,140		5,140		
	償還賦課金	2	114,553		114,553		
	小計	4	128,955	7,841	121,114		
平成24年度	經常賦課金	0	8,933	8,933	0		
	末端配管償還賦課金	1	5,140		5,140		
	償還賦課金	3	140,920		140,920		
	小計	4	154,993	8,933	146,060		
平成23年度	經常賦課金	1	5,664		5,664		
	末端配管償還賦課金	1	4,371		4,371		
	償還賦課金	2	31,765		31,765		
	小計	4	41,800		41,800		
平成22年度	經常賦課金	1	5,600		5,600		
	末端配管償還賦課金	2	8,088		8,088		
	償還賦課金	4	150,276	5,000	145,276		
	小計	7	163,964	5,000	158,964		
平成21年度	末端配管償還賦課金	1	4,245		4,245		
	償還賦課金	4	228,077	20,000	208,077		
	小計	5	232,322	20,000	212,322		
平成20年度	末端配管償還賦課金	1	4,246		4,246		
	償還賦課金	4	260,050	20,000	240,050		
	小計	5	264,296	20,000	244,296		
平成19年度	償還賦課金	3	238,929	32,800	206,129		
平成18年度	償還賦課金	5	378,378	40,000	338,378		
平成17年度	償還賦課金	5	490,327	40,000	450,327		
平成16年度	償還賦課金	5	441,982	36,365	405,617		
平成15年度	償還賦課金	4	480,674	35,000	445,674		
平成14年度	償還賦課金	4	458,120	37,200	420,920		
平成13年度	償還賦課金	3	443,946	17,468	426,478		小計省略
平成12年度	償還賦課金	3	445,448	25,000	420,448		
平成11年度	償還賦課金	3	490,087	25,000	465,087		
平成10年度	償還賦課金	3	339,817	25,000	314,817		
平成9年度	償還賦課金	2	318,818	1,154	317,664		
平成8年度	償還賦課金	1	206,500	10,000	196,500		
平成7年度	償還賦課金	1	133,349		133,349		
合計			6,226,540	449,399	5,777,141		

(3) 引当金の明細

(単位：円)

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
職員退職給付引当金	932,778	80,000			1,012,778

令和4年度 収支決算書

前年度繰越金	2,273,006 円
収入金額	28,307,344 円
支出金額	28,237,311 円
差引残金	2,343,039 円

収入

(単位：円)

科 目	予算額	決算額	比 較		附 記
			増	減	
1 土地改良事業収入	11,279,000	11,158,394		120,606	
經常賦課金収入	8,485,000	8,433,625		51,375	
經常賦課金収入	8,485,000	8,433,625		51,375	
特別賦課金収入					
特別賦課金収入					
転用決済金収入	164,000	162,858		1,142	
転用決済金収入	164,000	162,858		1,142	
負担金収入	2,630,000	2,561,911		68,089	
負担金収入	2,630,000	2,561,911		68,089	地区外給水負担金
2 附帯事業収入	17,000	16,130		870	
他目的使用料収入	16,000	16,130	130		
他目的使用料収入	16,000	16,130	130		電柱敷地料
手数料収入	1,000			1,000	
手数料収入	1,000			1,000	
3 特定資産運用収入	1,000	157		843	
特定資産利息収入	1,000	157		843	
特定資産利息収入	1,000	157		843	
4 補助金等収入	9,616,000	9,840,957	224,957		
助成金等収入	9,616,000	9,840,957	224,957		
助成金等収入	9,616,000	9,840,957	224,957		
5 寄附金収入	1,000			1,000	
寄付金収入	1,000			1,000	
寄付金	1,000			1,000	
6 雑収入	213,000	475,212	262,212		
受取利息配当金収入	2,000	868		1,132	
受取利息	1,000	56		944	
受取配当金	1,000	812		188	
過年度収入	210,000	449,399	239,399		
長期經常賦課金	100,000	47,179		52,821	
長期特別賦課金	110,000	402,220	292,220		長期償還賦課金、長期末端配管償還賦課金
過怠金収入	1,000	24,945	23,945		
過怠金収入	1,000	24,945	23,945		
その他雑収入					
雑収入					
7 特定資産取崩収入	9,514,000	6,816,494		2,697,506	
特定資産取崩収入	9,514,000	6,816,494		2,697,506	
財政調整積立資産取崩収入	9,496,000	6,800,000		2,696,000	
職員退職給付引当積立資産取崩収入	1,000			1,000	
転用決済金積立資産取崩収入	17,000	16,494		506	
(A) 当期収入合計	30,641,000	28,307,344		2,333,656	
繰越金	2,273,006	2,273,006			
前年度繰越金	2,273,006	2,273,006			
前年度繰越金	2,273,006	2,273,006			一般会計R3残
(B) 収入合計	32,914,006	30,580,350		2,333,656	

令和4年度 収支決算書

支出

(単位：円)

科 目	予算額	決算額	比 較		附 記
			増	減	
1 土地改良事業費支出	22,424,000	21,117,140		1,306,860	
維持管理費支出	19,552,000	18,245,672		1,306,328	
臨時雇賃金	1,134,000	871,675		262,325	
通信運搬費	70,000			70,000	
消耗什器備品費	300,000	294,956		5,044	
修繕費	10,247,000	9,723,300		523,700	流量計7,348,000(資本的支出) 工事2,127,400、災害復旧工事土地改良区負担194,000、原材料53,900
水道光熱費	7,110,000	6,735,825		374,175	施設電気料6,659,534 軽ダンプ燃料76,291
賃借料	60,000	15,720		44,280	
支払保険料	151,000	150,460		540	
支払負担金等	204,000	178,708		25,292	維持管理専従員福利厚生費154,508 標準積算システム24,200
業務委託費	276,000	275,028		972	東日本電気保安サービス
適正化事業費支出	93,000	92,628		372	
支払負担金等	93,000	92,628		372	適正化事業事務手数料
適正化事業拠出金支出	2,779,000	2,778,840		160	
適正化事業拠出金	2,779,000	2,778,840		160	適正化事業積立
2 一般管理費支出	7,817,000	6,877,313		939,687	
運営事務費支出	7,686,000	6,752,485		933,515	
役員報酬	660,000	660,000			
給料手当	3,923,000	3,887,012		35,988	
賞与支払	840,000	812,094		27,906	
福利厚生費	800,000	761,781		38,219	
研修費	200,000	7,790		192,210	
交際費	80,000	30,800		49,200	香典、盛籠等
選挙費	1,000			1,000	
総(代)会費	320,000	204,400		115,600	
その他会議費	193,000	166,720		26,280	理事会、監事会経費
旅費交通費	228,000			228,000	
通信運搬費	50,000	29,720		20,280	
消耗什器備品費	270,000	104,456		165,544	
印刷製本費	30,000	25,300		4,700	
支払手数料	40,000	15,372		24,628	J A口座振替手数料
支払保険料	30,000	27,540		2,460	
支払負担金等	11,000	10,500		500	土地連一般賦課金
租税公課	9,000	9,000			
雑費	1,000			1,000	
事務所費支出	131,000	124,828		6,172	
修繕費	70,000	69,145		855	軽アルト車検
水道光熱費	50,000	45,626		4,374	軽アルト燃料
賃借料	11,000	10,057		943	コピー機再リース
3 特定資産積立支出	245,000	242,858		2,142	
特定資産積立支出	245,000	242,858		2,142	
財政調整積立資産積立支出	1,000			1,000	
職員退職給付引当積立資産積立支出	80,000	80,000			
転用決済金積立資産積立支出	164,000	162,858		1,142	
4 予備費	155,000			155,000	
予備費	155,000			155,000	
予備費	155,000			155,000	
(C) 当期支出合計	30,641,000	28,237,311		2,403,689	
(A)-(C) 当期収支差額	0	70,033	70,033		
(B)-(C) 次期繰越収支差額	2,273,006	2,343,039	70,033		

令和4年度 収支決算書に対する注記

1 資金の範囲

資金の範囲には、現金及び預金、未収補助金、未払金、預り金を含めている。

2 資金の範囲の変更有無等

無

3 次期繰越収支差額に含まれる資産及び負債の内訳

科目	前期末残高	当期末残高
現金及び預金		
福島さくら農協/三春支店1176958	1,854,716	2,162,219
東邦銀行/三春支店 561958	418,290	99,396
その他未収金		
未収補助金		484,923
合 計	2,273,006	2,746,538
未払金		252,071
預り金		151,428
合 計		403,499
次期繰越収支差額	2,273,006	2,343,039

4 予算額と決算額の差異が著しい科目

(科目、その理由)

一般管理費支出/運営事務費支出/研修費および旅費交通費

新型コロナウイルスの影響により役員研修を実施しなかった。また職員研修はリモートが多かった。

5 科目間の流用及び予備費の充用

予備費から修繕費へ21,000円

6 その他収支の状況に関する特記事項

無

令和4年度 財産目録

(単位：円)

科 目	金	額
I 資産の部		
1 流動資産		
現金及び預金		
福島さくら農協/三春支店 1176958	2,162,219	
東邦銀行/三春支店 561958	99,396	
現金及び預金合計	2,261,615	
未収賦課金等		
未収経常賦課金	51,286	
未収賦課金等合計	51,286	
その他未収金		
未収補助金	484,923	
その他未収金合計	484,923	
貯蔵品		
貯蔵品	15,808	
貯蔵品合計	15,808	
流動資産合計		2,813,632
2 固定資産		
(1) 特定資産		
所有土地改良施設	1,343,780,593	
土地改良施設用地等	136	
財政調整積立資産	9,032,861	
職員退職給付引当積立資産	1,012,778	
転用決済金積立資産	556,293	
特定資産合計	1,354,382,661	
(2) その他固定資産		
車両運搬具	404,891	
器具備品	20,132	
適正化事業拠出金	3,738,840	
長期未収賦課金等		
経常賦課金	271,921	
特別賦課金	5,505,220	
長期未収賦課金等合計	5,777,141	
出資金	102,000	
その他固定資産合計	10,043,004	
固定資産合計		1,364,425,665
3 繰延資産		
繰延資産合計		0
資産合計		1,367,239,297
II 負債の部		
1 流動負債		
未払金	252,071	
預り金	151,428	
流動負債合計		403,499
2 固定負債		
職員退職給付引当金	1,012,778	
固定負債合計		1,012,778
負債合計		1,416,277
III 正味財産の部		1,365,823,020

土地改良施設台帳

令和4年度末時点

1 土地及び権利の部

取得年月日 (登記年月日)	整理 番号	土地の所在	地目		地積(㎡)	用途	取得価額(円)	備考
			台帳	現況				
H14.11.13	1001	三春町大字貝山佐藤六717番地の2	雑種地	雑種地	132.00	F P用地	1	所有権 2-6
H14.11.13	1002	三春町大字貝山佐藤六718番地	雑種地	雑種地	68.00	F P用地	1	所有権 2-6
H14.11.13	1003	三春町大字貝山佐藤六719番地	雑種地	雑種地	85.00	F P用地	1	所有権 2-6
H14.11.13	1004	三春町大字貝山佐藤六720番地の2	雑種地	雑種地	87.00	F P用地	1	所有権 2-6
H14.11.13	1005	三春町大字貝山佐藤六723番地の2	雑種地	雑種地	64.00	F P用地	1	所有権 2-6
H14.11.13	1006	三春町大字貝山佐藤六724番地	雑種地	雑種地	45.00	F P用地	1	所有権 2-6
H14.11.13	1007	三春町大字貝山佐藤六725番地	雑種地	雑種地	227.00	F P用地	1	所有権 2-6
H14.11.13	1008	三春町大字貝山佐藤六726番地の2	雑種地	雑種地	7.00	F P用地	1	所有権 2-6
H14.11.13	1009	三春町大字貝山佐藤六726番地の3	雑種地	雑種地	1,034.00	F P用地	1	所有権 2-6
H14.11.13	1010	三春町大字貝山佐藤六727番地の2	雑種地	雑種地	161.00	F P用地	1	所有権 2-6
H14.11.13	1011	三春町大字貝山福内218番地の2	雑種地	雑種地	877.00	F P用地	1	所有権 2-5-1
H14.11.13	1012	三春町大字貝山福内460番地の2	雑種地	雑種地	184.00	F P用地	1	所有権 2-5-1
H14.11.13	1013	三春町大字貝山柳作304番地の2	雑種地	雑種地	97.00	F P用地	1	所有権 2-5-2
H14.11.13	1014	三春町大字貝山柳作305番地の2	雑種地	雑種地	678.00	F P用地	1	所有権 2-5-2
H14.11.13	1015	三春町大字狐田沢口361番地の2	雑種地	雑種地	161.00	水路用地	1	所有権 左岸6-2号 支線
H14.11.13	1016	三春町大字狐田沢口408番地の2	雑種地	雑種地	31.00	水路用地	1	所有権 左岸6-2号 支線
H14.11.13	1017	三春町大字狐田西子田220番地の2	雑種地	雑種地	90.00	F P用地	1	所有権 1-3
H14.11.13	1018	三春町大字狐田西子田221番地の2	雑種地	雑種地	137.00	F P用地	1	所有権 1-3
H14.11.13	1019	三春町大字狐田西子田222番地の2	雑種地	雑種地	673.00	F P用地	1	所有権 1-3
H14.11.13	1020	三春町大字狐田西子田226番地の2	雑種地	雑種地	29.00	水路用地	1	所有権 左岸6-2号 支線
H14.11.13	1021	三春町大字狐田西子田228番地の2	雑種地	雑種地	206.00	水路用地	1	所有権 左岸6-2号 支線
H14.11.13	1022	三春町大字狐田西子田229番地の2	雑種地	雑種地	19.00	水路用地	1	所有権 左岸6-2号 支線
H14.11.13	1023	三春町大字狐田西子田230番地の2	雑種地	雑種地	124.00	水路用地	1	所有権 左岸6-2号 支線
H14.11.13	1024	三春町大字狐田西子田235番地の2	雑種地	雑種地	1.33	水路用地	1	所有権 左岸6-2号 支線
H14.11.13	1025	三春町大字狐田馬場156番地の2	雑種地	雑種地	0.54	水路用地	1	所有権 DCIP φ 350
H14.11.13	1026	三春町大字狐田馬場212番地の2	公衆道路	公衆道路	168.00	道路用地	1	所有権
H14.11.13	1027	三春町大字狐田馬場287番地の3	雑種地	雑種地	0.60	水路用地	1	所有権 DCIP φ 350
H14.11.13	1028	三春町大字狐田馬場287番地の4	雑種地	雑種地	15.00	水路用地	1	所有権 DCIP φ 350
H14.11.13	1029	三春町大字狐田深谷202番地の3	雑種地	雑種地	29.00	水路用地	1	所有権 DCIP φ 350
H14.11.13	1030	三春町大字狐田深谷204番地の3	雑種地	雑種地	29.00	水路用地	1	所有権 DCIP φ 350
H14.11.13	1031	三春町大字狐田深谷315番地の2	雑種地	雑種地	332.00	水路用地	1	所有権 DCIP φ 350
H14.11.13	1032	三春町大字狐田深谷315番地の3	雑種地	雑種地	39.00	水路用地	1	所有権 DCIP φ 350
H14.11.13	1033	三春町大字狐田深谷350番地の2	雑種地	雑種地	5.93	水路用地	1	所有権 DCIP φ 350
H14.11.13	1034	三春町大字狐田深谷390番地の13	雑種地	雑種地	122.00	水路用地	1	所有権 DCIP φ 350
H14.11.13	1035	三春町大字狐田深谷390番地の14	雑種地	雑種地	37.00	水路用地	1	所有権 DCIP φ 350
H14.11.13	1036	三春町大字狐田深谷390番地の15	雑種地	雑種地	227.00	水路用地	1	所有権 DCIP φ 350
H14.11.13	1037	三春町大字込木仲ノ内357番地	雑種地	雑種地	496.00	機場用地	1	所有権
H14.11.13	1038	三春町大字込木仲ノ内358番地	雑種地	雑種地	881.00	機場用地	1	所有権
H14.11.13	1039	三春町大字込木仲ノ内395番地	雑種地	雑種地	1,150.00	F P用地	1	所有権 2-7
H14.11.13	1040	三春町大字込木仲ノ内396番地	雑種地	雑種地	83.00	F P用地	1	所有権 2-7
H14.11.13	1041	三春町大字斎藤戸ノ内318番地の2	雑種地	雑種地	916.00	F P用地	1	所有権 1-2
H14.11.13	1042	三春町大字斎藤戸ノ内319番地の2	雑種地	雑種地	166.00	F P用地	1	所有権 1-2
H14.11.13	1043	三春町大字柴原杉山198番地の2	雑種地	雑種地	372.00	F P用地	1	所有権 3-1-1
H14.11.13	1044	三春町大字柴原滑津369番地の2	雑種地	雑種地	382.00	F P用地	1	所有権 3-2-1
H14.11.13	1045	三春町大字鷹巣大久保231番地の2	雑種地	雑種地	38.00	F P用地	1	所有権 2-4
H14.11.13	1046	三春町大字鷹巣大久保232番地の2	雑種地	雑種地	720.00	F P用地	1	所有権 2-4
H14.11.13	1047	三春町大字鷹巣煙地内227番地の2	雑種地	雑種地	723.00	F P用地	1	所有権 2-2
H14.11.13	1048	三春町大字鷹巣煙地内228番地の2	雑種地	雑種地	764.00	F P用地	1	所有権 2-2
H14.11.13	1049	三春町大字鷹巣玉ノ沢324番地の2	雑種地	雑種地	12.00	水路用地	1	所有権 VU φ 200
H14.11.13	1050	三春町大字鷹巣玉ノ沢325番地の2	雑種地	雑種地	138.00	水路用地	1	所有権 VU φ 200
H14.11.13	1051	三春町大字鷹巣玉ノ沢334番地の2	雑種地	雑種地	7.08	水路用地	1	所有権 VU φ 200
H14.11.13	1052	三春町大字鷹巣玉ノ沢335番地の2	雑種地	雑種地	90.00	水路用地	1	所有権 VU φ 200
H14.11.13	1053	三春町大字鷹巣玉ノ沢336番地の2	雑種地	雑種地	27.00	水路用地	1	所有権 VU φ 200
H14.11.13	1054	三春町大字鷹巣玉ノ沢337番地の2	雑種地	雑種地	32.00	水路用地	1	所有権 VU φ 200
H14.11.13	1055	三春町大字鷹巣玉ノ沢338番地の2	雑種地	雑種地	78.00	F P用地	1	所有権 2-1
H14.11.13	1056	三春町大字鷹巣玉ノ沢339番地の3	雑種地	雑種地	1,078.00	F P用地	1	所有権 2-1
H14.11.13	1057	三春町大字鷹巣流田219番地の2	雑種地	雑種地	155.00	F P用地	1	所有権 2-3
H14.11.13	1058	三春町大字鷹巣流田220番地の2	雑種地	雑種地	1,578.00	F P用地	1	所有権 2-3
H14.11.13	1059	三春町大字滝岩ノ入359番地の2	雑種地	雑種地	454.00	F P用地	1	所有権 3-1-2
H14.11.13	1060	三春町大字滝岩ノ入360番地の2	雑種地	雑種地	56.00	F P用地	1	所有権 3-1-2
H14.11.13	1061	三春町大字滝岩ノ入361番地の2	雑種地	雑種地	297.00	F P用地	1	所有権 3-1-2
H14.11.13	1062	三春町大字滝高野316番地	雑種地	雑種地	1,792.00	水槽と道	1	所有権
H14.11.13	1063	三春町大字滝高野384番地の2	雑種地	公衆道路	43.00	道路用地	1	所有権
H14.11.13	1064	三春町大字滝高野436番地	雑種地	雑種地	233.00	F P用地	1	所有権 3-2-4
H14.11.13	1065	三春町大字滝滝久保376番地	雑種地	雑種地	474.00	F P用地	1	所有権 3-2-2
H14.11.13	1066	三春町大字滝滝久保377番地の2	雑種地	雑種地	631.00	F P用地	1	所有権 3-2-2
H14.11.13	1067	三春町大字滝中田16番地の1	公衆道路	公衆道路	2,718.00	機場と道	1	所有権
H14.11.13	1068	三春町大字滝矢羽367番地の4	雑種地	雑種地	533.00	F P用地	1	所有権 3-2-3
H14.11.13	1069	三春町大字西方浮貝591番地の2	雑種地	雑種地	166.00	F P用地	1	所有権 1-1-1

土地改良施設台帳

令和4年度末時点

1 土地及び権利の部

取得年月日 (登記年月日)	整理 番号	土地の所在	地目		地積(㎡)	用途	取得価額(円)	備考
			台帳	現況				
H14.11.13	1070	三春町大字西方浮貝592番地の1	雑種地	雑種地	816.00	F P用地	1	所有権 1-1-1
H14.11.13	1071	三春町大字西方浮貝592番地の3	雑種地	雑種地	550.00	F P用地	1	所有権 1-1-1
H14.11.13	1072	三春町大字西方浮貝597番地の4	雑種地	雑種地	58.00	水路用地	1	所有権 VPφ300
H14.11.13	1073	三春町大字西方後作449番地の9	雑種地	雑種地	40.00	水路用地	1	所有権 7号支線
H14.11.13	1074	三春町大字西方後作569番地の2	雑種地	雑種地	75.00	水路用地	1	所有権 7号支線
H14.11.13	1075	三春町大字西方後作569番地の3	雑種地	雑種地	99.00	水路用地	1	所有権 7号支線
H14.11.13	1076	三春町大字西方後作570番地の2	雑種地	雑種地	3.31	水路用地	1	所有権 7号支線
H14.11.13	1077	三春町大字西方後作571番地の2	雑種地	雑種地	27.00	水路用地	1	所有権 7号支線
H14.11.13	1078	三春町大字西方石畑372番地の2	公衆道路	公衆道路	368.00	F P用地	1	所有権
H14.11.13	1079	三春町大字西方石畑373番地の4	公衆道路	公衆道路	22.00	F P用地	1	所有権
H14.11.13	1080	三春町大字西方石畑450番地の8	雑種地	雑種地	205.00	水槽用地	1	所有権
H14.11.13	1081	三春町大字西方石畑454番地の3	雑種地	雑種地	313.00	水槽用地	1	所有権
H14.11.13	1082	三春町大字西方石畑477番地の2	雑種地	雑種地	271.00	水槽用地	1	所有権
H14.11.13	1083	三春町大字西方石畑477番地の5	雑種地	雑種地	611.00	道路用地	1	所有権
H14.11.13	1084	三春町大字西方石畑477番地の6	雑種地	雑種地	314.00	水槽用地	1	所有権
H14.11.13	1085	三春町大字西方石畑484番地の5	雑種地	雑種地	269.00	道路用地	1	所有権
H14.11.13	1086	三春町大字西方石畑484番地の6	雑種地	雑種地	2.32	水槽用地	1	所有権
H14.11.13	1087	三春町大字西方石畑501番地の5	公衆道路	公衆道路	45.00	道路用地	1	所有権
H14.11.13	1088	三春町大字西方石畑502番地の7	公衆道路	公衆道路	323.00	道路用地	1	所有権
H14.11.13	1089	三春町大字西方石畑502番地の8	公衆道路	公衆道路	44.00	道路用地	1	所有権
H14.11.13	1090	三春町大字西方石畑503番地の10	公衆道路	公衆道路	37.00	道路用地	1	所有権
H14.11.13	1091	三春町大字西方石畑503番地の11	公衆道路	公衆道路	43.00	道路用地	1	所有権
H14.11.13	1092	三春町大字西方石畑511番地の3	公衆道路	公衆道路	170.00	道路用地	1	所有権
H14.11.13	1093	三春町大字西方石畑512番地の3	公衆道路	公衆道路	1,174.00	道路用地	1	所有権
H14.11.13	1094	三春町大字西方石畑513番地の3	公衆道路	公衆道路	900.00	道路用地	1	所有権
H14.11.13	1095	三春町大字西方石畑514番地の3	公衆道路	公衆道路	2,295.00	機場と道	1	所有権
H14.11.13	1096	三春町大字西方石畑515番地の1	公衆道路	公衆道路	585.00	機場用地	1	所有権
H14.11.13	1097	三春町大字西方石畑516番地の1	公衆道路	公衆道路	4.36	機場用地	1	所有権
H14.11.13	1098	三春町大字西方石畑520番地の1	公衆道路	公衆道路	540.00	機場用地	1	所有権
H14.11.13	1099	三春町大字西方石畑521番地の1	公衆道路	公衆道路	197.00	機場用地	1	所有権
H14.11.13	1100	三春町大字西方石畑522番地の1	公衆道路	公衆道路	659.00	機場用地	1	所有権
H14.11.13	1101	三春町大字西方石畑523番地の4	公衆道路	雑種地	5.62	機場用地	1	所有権
H14.11.13	1102	三春町大字西方石畑523番地の5	公衆道路	雑種地	219.00	機場用地	1	所有権
H14.11.13	1103	三春町大字沼沢猫ノ入416番地	雑種地	雑種地	900.00	F P用地	1	所有権 1-1-2
H14.11.13	1104	三春町大字沼沢猫ノ入417番地	雑種地	雑種地	39.00	F P用地	1	所有権 1-1-2
H14.11.13	1105	三春町大字根本光谷279番地の2	雑種地	雑種地	106.00	F P用地	1	所有権 3-4
H14.11.13	1106	三春町大字樋渡菅石田321番地の3	雑種地	雑種地	124.00	F P用地	1	所有権 樋渡川 水管橋先
H14.11.13	1107	三春町大字樋渡菅石田600番地の3	雑種地	雑種地	128.00	F P用地	1	所有権 3-3-2
H14.11.13	1108	三春町大字樋渡菅石田601番地の4	雑種地	雑種地	924.00	F P用地	1	所有権 3-3-2
H14.11.13	1109	三春町大字樋渡不動滝279番地の3	雑種地	雑種地	396.00	F P用地	1	所有権 3-3-1
H14.11.13	1110	三春町大字樋渡不動滝525番地の3	雑種地	雑種地	77.00	F P用地	1	所有権 樋渡川 水管橋先
H14.11.13	1111	三春町大字蛇石左エ門坂347番地の3	雑種地	雑種地	5.29	機場用地	1	所有権
H14.11.13	1112	三春町大字蛇石左エ門坂348番地の6	雑種地	雑種地	62.00	機場用地	1	所有権
H14.11.13	1113	三春町大字蛇石左エ門坂348番地の7	雑種地	雑種地	468.00	機場用地	1	所有権
H14.11.13	1114	三春町大字蛇石左エ門坂351番地の9	雑種地	雑種地	150.00	機場用地	1	所有権
H14.11.13	1115	三春町大字蛇石左エ門坂354番地の2	雑種地	雑種地	456.00	機場用地	1	所有権
H14.11.13	1116	三春町大字蛇石蛇石前269番地の2	雑種地	雑種地	582.00	F P用地	1	所有権 3-4
H14.11.13	1117	三春町大字過足上過足207番地の2	雑種地	雑種地	1,444.00	F P用地	1	所有権 1-5
H14.11.13	1118	三春町大字過足館90番地の2	雑種地	雑種地	58.00	水路用地	1	所有権 牛湍川 水管橋先
H14.11.13	1119	三春町大字過足館95番地の1	雑種地	雑種地	140.00	水路用地	1	所有権 DCIPφ350
H14.11.13	1120	三春町大字過足館95番地の2	雑種地	雑種地	10.00	水路用地	1	所有権 DCIPφ350
H14.11.13	1121	三春町大字過足過足52番地の3	雑種地	雑種地	6.38	水路用地	1	所有権 左岸6-2号 支線
H14.11.13	1122	三春町大字過足過足86番地	雑種地	雑種地	11.00	機場用地	1	所有権
H14.11.13	1123	三春町大字過足過足87番地	雑種地	雑種地	1,295.00	機場用地	1	所有権
H14.11.13	1124	三春町大字過足過足88番地	雑種地	雑種地	25.00	機場用地	1	所有権
H14.11.13	1125	三春町大字過足過足120番地の2	雑種地	雑種地	87.00	機場用地	1	所有権
H14.11.13	1126	三春町大字過足過足122番地の2	雑種地	雑種地	38.00	機場用地	1	所有権
H14.11.13	1127	三春町大字過足過足123番地	雑種地	雑種地	442.00	機場用地	1	所有権
H14.11.13	1128	三春町大字過足過足124番地	雑種地	雑種地	800.00	機場用地	1	所有権
H14.11.13	1129	三春町大字過足過足125番地	雑種地	雑種地	165.00	機場用地	1	所有権
H14.11.13	1130	三春町大字過足過足126番地	雑種地	雑種地	45.00	機場用地	1	所有権
H03.02.02	1131	三春町大字斎藤仁井道307番地	山林	雑種地	871.00	土砂抑止	1	所有権
H07.02.23	1132	三春町大字狐田馬場253番地	公衆道路	公衆道路	240.00	道路	1	所有権
H07.02.23	1133	三春町大字狐田馬場254番地	公衆道路	公衆道路	291.00	道路	1	所有権
H03.02.08	1134	三春町大字根本仲平292番地	雑種地	雑種地	66.00	土砂抑止	1	所有権
H04.08.08	1135	三春町大字案内案内313番地	溜池	溜池	365.00	溜池	1	所有権
H04.08.08	1136	三春町大字込木田中343番地	公衆道路	公衆道路	434.00	道路	1	所有権
*** 合計 ***							136	

土地改良施設台帳

令和4年度末時点

2 工作物の部

(1) 所有土地改良施設

整理番号	施設名	造成事業名	造成主体	種類又は名称	所在	構造及び規模	数量	取得価額(円)	取得年度	耐用年数	経過年数	減価償却累計額(円)	期末残高(円)	備考
1	三春南部左岸揚水機場	県営農地開発事業 三春南部第一・二・三地区 事業年度86～H13	福島県		田村郡三春町大字滝字中田16番地の1	管理棟木造垂鉛メッキ銅板葺き平屋建て 140.0㎡	1	56,950,000	H13	20年	22年	56,949,999	1	
2	三春南部右岸揚水機場	県営農地開発事業 三春南部第一・二・三地区 事業年度86～H13	福島県		田村郡三春町大字西方字石畑514番地の3	管理棟木造垂鉛メッキ銅板葺き平屋建て 180.0㎡	1	54,280,000	H13	20年	22年	54,279,999	1	
3	左岸送水管左岸幹線パイプライン	県営農地開発事業 三春南部第一・二・三地区 事業年度86～H13	福島県		田村郡三春町大字滝地内他	φ350～100mm	1	548,340,000	H13	40年	22年	301,587,000	246,753,000	7,030m
4	左岸支線パイプライン	県営農地開発事業 三春南部第一・二・三地区 事業年度86～H13	福島県		田村郡三春町大字滝地内他	φ300～100mm	1	292,264,000	H13	40年	22年	160,745,200	131,518,800	5,219m
5	右岸送水管北幹線、南幹線パイプライン	県営農地開発事業 三春南部第一・二・三地区 事業年度86～H13	福島県		田村郡三春町大字西方地内他	φ500～100mm	1	566,940,000	H13	40年	22年	311,817,000	255,123,000	5,154m
6	右岸支線パイプライン	県営農地開発事業 三春南部第一・二・三地区 事業年度86～H13	福島県		田村郡三春町大字西方地内他	φ300～100mm	1	433,602,000	H13	40年	22年	238,481,100	195,120,900	11,118m
7	三春ダム左岸左岸側操作室	県営農地開発事業 三春南部第一・二・三地区 事業年度86～H13	福島県		田村郡三春町大字滝地内他	取水ゲート操作室、RC造鉄板葺き平屋建て	1	6,000,000	H13	35年	22年	3,771,416	2,228,584	
8	三春ダム左岸取水ポンプ他	県営農地開発事業 三春南部第一・二・三地区 事業年度86～H13	福島県		田村郡三春町大字滝地内他	取水用水中ポンプ φ250、モーター三相55kw, 400V	2	214,583,000	H13	20年	22年	214,582,998		2
9	三春南部左岸揚水機場	県営農地開発事業 三春南部第一・二・三地区 事業年度86～H13	福島県		田村郡三春町大字滝字中田16番地の1	送水用両吸込渦巻ポンプ φ250×200、モーター三相110kw, 400V	2	104,000,000	H13	20年	22年	103,999,998		2
10	三春南部左岸中継水槽	県営農地開発事業 三春南部第一・二・三地区 事業年度86～H13	福島県		田村郡三春町大字滝地内他	W5.5m D10.0m H3.0m	1	22,000,000	H13	40年	22年	12,100,000	9,900,000	
11	過足第1加圧機場	県営農地開発事業 三春南部第一・二・三地区 事業年度86～H13	福島県		田村郡三春町大字過足字過足87番地	建屋、建築ブロック造平屋建て16.5㎡	1	5,000,000	H13	45年	22年	2,444,442	2,555,558	
12	過足第1加圧機場	県営農地開発事業 三春南部第一・二・三地区 事業年度86～H13	福島県		田村郡三春町大字過足字過足87番地	加圧用片吸込渦巻ポンプ φ125、モーター三相45kw, 200V	1	14,000,000	H13	20年	22年	13,999,999		1
13	過足第2加圧機場	県営農地開発事業 三春南部第一・二・三地区 事業年度86～H13	福島県		田村郡三春町大字過足字過足124番地	建屋、建築ブロック造平屋建て16.5㎡	1	5,000,000	H13	45年	22年	2,444,442	2,555,558	
14	過足第2加圧機場	県営農地開発事業 三春南部第一・二・三地区 事業年度86～H13	福島県		田村郡三春町大字過足字過足124番地	加圧用片吸込渦巻ポンプ φ125、モーター三相37kw, 200V	1	14,000,000	H13	20年	22年	13,999,999		1
15	三春南部左岸吐水槽	県営農地開発事業 三春南部第一・二・三地区 事業年度86～H13	福島県		田村郡三春町大字滝地内	W7.2m D7.2m H3.0m	1	22,000,000	H13	40年	22年	12,100,000	9,900,000	
16	三春南部左岸ファームポンド	県営農地開発事業 三春南部第一・二・三地区 事業年度86～H13	福島県		田村郡三春町大字滝地内他	V=45～242m3	10	206,000,000	H13	40年	22年	113,300,000	92,700,000	
17	蛇石川水管橋	県営農地開発事業 三春南部第一・二・三地区 事業年度86～H13	福島県		田村郡三春町大字根本字東平/仲田地内	φ350 L=23.4m	1	13,000,000	H13	40年	22年	7,150,000	5,850,000	
18	牛糞川水管橋	県営農地開発事業 三春南部第一・二・三地区 事業年度86～H13	福島県		田村郡三春町大字過足字館地内	φ350 L=11.4m	1	11,500,000	H13	40年	22年	6,325,000	5,175,000	
19	樋渡川水管橋	県営農地開発事業 三春南部第一・二・三地区 事業年度86～H13	福島県		田村郡三春町大字樋渡字誉石田/不動滝地内	φ350 L=21.8m	1	12,400,000	H13	40年	22年	6,820,000	5,580,000	
20	三春ダム右岸右岸側操作室	県営農地開発事業 三春南部第一・二・三地区 事業年度86～H13	福島県		田村郡三春町大字西方地内	取水ゲート操作室、RC造鉄板葺き平屋建て	1	6,000,000	H13	35年	22年	3,771,416	2,228,584	
21	三春ダム右岸取水ポンプ他	県営農地開発事業 三春南部第一・二・三地区 事業年度86～H13	福島県		田村郡三春町大字西方地内	取水用水中ポンプ φ300、モーター三相110kw, 400V	2	236,583,000	H13	20年	22年	236,582,998		2
22	三春南部右岸揚水機場	県営農地開発事業 三春南部第一・二・三地区 事業年度86～H13	福島県		田村郡三春町大字西方字石畑514番地の3	加圧用両吸込渦巻ポンプ φ300×200、モーター三相160kw, 400V	2	126,000,000	H13	20年	22年	125,999,998		2
23	三春南部右岸中継水槽	県営農地開発事業 三春南部第一・二・三地区 事業年度86～H13	福島県		田村郡三春町大字西方地内	W12.0m D10.0m H3.0m	1	22,000,000	H13	40年	22年	12,100,000	9,900,000	
24	込木加圧機場	県営農地開発事業 三春南部第一・二・三地区 事業年度86～H13	福島県		田村郡三春町大字込木字仲ノ内358番地	建屋、建築ブロック造平屋建て16.5㎡	1	5,000,000	H13	45年	22年	2,444,442	2,555,558	
25	込木加圧機場	県営農地開発事業 三春南部第一・二・三地区 事業年度86～H13	福島県		田村郡三春町大字込木字仲ノ内358番地	加圧用渦巻ポンプ φ125、モーター三相30kw, 200V	1	33,000,000	H13	20年	22年	32,999,999		1
26	三春南部右岸吐水槽	県営農地開発事業 三春南部第一・二・三地区 事業年度86～H13	福島県		田村郡三春町大字西方地内	W10.6m D10.6m H3.0m	1	22,000,000	H13	40年	22年	12,100,000	9,900,000	
27	三春南部右岸ファームポンド	県営農地開発事業 三春南部第一・二・三地区 事業年度86～H13	福島県		田村郡三春町大字西方地内他	V=78～720m3	13	433,000,000	H13	40年	22年	238,150,000	194,850,000	
28	三春南部末端配管	県営農地開発事業 三春南部第一・二・三地区 事業年度86～H13	福島県		田村郡三春町大字過足地内他	末端配管 φ250～50mm	1	208,781,000	H13	40年	22年	114,829,550	93,951,450	36,766m
29	右岸揚水機場	土地改良施設維持管理適正化事業H17	土改区		田村郡三春町大字西方字石畑514番地の3	加圧ポンプ(φ300)オーバーホール、モーター修繕1台	1	4,200,000	H17	20年	18年	3,780,000	420,000	
30	左岸揚水機場	土地改良施設維持管理適正化事業H20	土改区		田村郡三春町大字滝字中田16-1	2号取水ポンプ(φ250)オーバーホール	1	11,887,050	H20	20年	15年	8,915,280	2,971,770	
31	左岸揚水機場	基幹水利施設ストックマネジメント事業 三春南部地区 H22～H25	福島県		田村郡三春町大字滝字中田16-1	1号取水ポンプ(φ300)オーバーホール、モーター修繕1台、送水用片吸込渦巻ポンプ φ250×200、モーター三相110kw, 400V	1	69,197,000	H25	20年	10年	34,598,500	34,598,500	
32	右岸揚水機場	基幹水利施設ストックマネジメント事業 三春南部地区 H22～H23	福島県		田村郡三春町大字西方字石畑514-3	1号取水ポンプ(φ300)オーバーホール、送水用片吸込渦巻ポンプ φ250×200、モーター三相110kw, 400V	1	26,723,000	H23	20年	12年	16,033,800	10,689,200	
33	左岸揚水機場	単独事業H26	土改区		田村郡三春町大字滝字中田16-1	高圧気中開閉器交換	1	637,200	H26	20年	9年	286,740	350,460	
34	込木加圧揚水機場	単独事業H26	土改区		田村郡三春町大字込木字仲ノ内358	ポンプ及びフライホール軸受け、オーバーホール	1	270,000	H26	20年	9年	121,500	148,500	
35	三春南部右岸揚水機場	土地改良施設維持管理適正化事業H27	土改区		田村郡三春町大字西方字石畑514-3	加圧ポンプモーター2台オーバーホール	1	5,745,600	H27	20年	8年	2,298,240	3,447,360	流量計更新分除く
36	三春南部右岸揚水機場	単独事業H28	土改区		田村郡三春町大字西方字石畑514-3	過電流遮断機交換	1	212,760	H28	20年	7年	74,466	138,294	
37	三春南部右岸揚水機場	単独事業H29	土改区		田村郡三春町大字西方字石畑514-3	水位計他交換	1	2,304,720	H29	20年	6年	691,416	1,613,304	
38	三春南部右岸揚水機場	単独事業R2	土改区		田村郡三春町大字西方字石畑514-3	建屋外壁塗装	1	426,000	R2	20年	3年	63,900	362,100	
39	三春南部左岸揚水機場	単独事業R2	土改区		田村郡三春町大字滝字中田16-1	建屋外壁塗装	1	454,000	R2	20年	3年	68,100	385,900	
40	三春南部右岸揚水機場	単独事業R2	土改区		田村郡三春町大字西方字石畑514-3	受変電設備工事	1	1,936,000	R2	20年	3年	290,400	1,645,600	
41	三春南部左岸揚水機場	単独事業R2	土改区		田村郡三春町大字滝字中田16-1	受変電設備工事	1	1,980,000	R2	20年	3年	297,000	1,683,000	
42	三春南部右岸揚水機場	単独事業R4	土改区		田村郡三春町大字西方字石畑514-3	超音波流量計	1	7,348,000	R4	20年	1年	367,400	6,980,600	
*** 合 計 ***								3,827,544,330				2,483,763,737	1,343,780,593	

※5の一部	三春南部右岸揚水機場	土地改良施設維持管理適正化事業H27	土改区		田村郡三春町大字西方字石畑514-3	超音波流量計更新	1	7,214,400	H27	20年	8年	2,525,040	0	除却(R4)4,689,360
-------	------------	--------------------	-----	--	--------------------	----------	---	-----------	-----	-----	----	-----------	---	-----------------

固定資産台帳

令和4年度末時点

(土地改良施設を除く)

整理 番号	資産種類	資産名称	取得年月日	数量	所在	耐用 年数	取得価額(円)	期首 減価償却 累計額(円)	期首帳簿 価額(円)	当期減価 償却額(円)	減価償却 累計額(円)	期末帳簿 価額(円)	備考
2003	車両運搬具	軽貨物自動車 スズキアルト	H26.06.16	1	三春町土改良区事務所	4年	598,874	598,873	1		598,873	1	有限会社 三春モーターズ
2005	車両運搬具	軽貨物自動車 スズキ軽ダンプ	R03.04.01	1	三春町土改良区事務所	4年	809,780	202,445	607,335	202,445	404,890	404,890	株式会社 大東リース
*** 小 計 ***							1,408,654	801,318	607,336	202,445	1,003,763	404,891	
2001	器具備品	パーソナルコンピュータ	H24.03.29	1	三春町土改良区事務所	4年	145,000	144,999	1		144,999	1	有限会社 赤井
2002	器具備品	パーソナルコンピュータ	H24.11.30	1	三春町土改良区事務所	4年	126,000	125,999	1		125,999	1	有限会社 赤井
2004	器具備品	パーソナルコンピュータ	R01.12.20	1	三春町土改良区事務所	4年	120,780	70,455	50,325	30,195	100,650	20,130	株式会社 ヤマダ電機
*** 小 計 ***							391,780	341,453	50,327	30,195	371,648	20,132	
*** 合 計 ***							1,800,434	1,142,771	657,663	232,640	1,375,411	425,023	

令和4年度 決算監査報告書

本日、三春町土地改良区定款第24条第1項及び監査細則の規定に基づき、令和4年度事業が終了したのを受け、土地改良区の運営、事業、会計経理等について決算監査を実施いたしましたところ、土地改良区の運営及び事業について、事業報告のとおり適正に執行されていることが認められました。

また、会計経理に関しても財産目録、金銭出納簿、収支整理簿、固定資産台帳等の関係書類は、三春町土地改良区諸規定に基づき適正に処理されており、金銭出納処理は適正であることが認められましたので報告します。

三春町土地改良区

理事長 坂本浩之 様

令和5年6月7日

三春町土地改良区 総括監事

柳 忍 孝

監 事

大 田 大 利

監 事

鳴 早 美

議案第2号 令和5年度中間事業報告について

令和5年度の中間事業実施状況について、下記のとおり報告し承認を求める。

令和6年3月21日提出

三春町土地改良区理事長 坂本 浩之

令和5年度 事業報告書

令和6年1月31日調製

三春町土地改良区

第1 地区及び組合員の状況

1 地区 総面積 392.2 ヘクタール

年度別地積 事業別	前年度末 地積	本年度末 地積	比較増減	本年度 賦課地積
田	82.6	82.6	0.0	82.6
畑	309.6	309.6	0.0	308.6

2 組合員 総数 515 名

年度別員数 選挙区別	前年度末	本年度末	比較増減	附 記
第一区 過足	47	47	0	
第二区 西方	32	32	0	
第三区 斎藤	49	49	0	
第四区 沼沢	32	32	0	
第五区 鷹巣	120	119	△ 1	相続放棄
第六区 貝山	77	77	0	
第七区 込木	37	36	△ 1	売却により資格喪失
第八区 滝	36	36	0	
第九区 柴原	22	22	0	
第十区 樋渡	22	22	0	
第十一区根本・蛇石	14	14	0	
第十二区狐田	29	29	0	
合 計	517	515	△ 2	

第2 事業の状況

1 土地改良施設の維持管理の状況

(1) 用水補給の状況

本年度の揚水機場の運転状況は、高気圧に覆われ晴れた日が多く降水量が少なかったため、昨年度に比較してポンプの運転時間が増となった。全体的には、地区内の土地へ比較的順調に配水することができた。また、9月以降給水の必要のない地区（田だけに使用している地区）において、ファームポンドの流出弁を閉めさせていただき、節水に努めた。

5年度 揚水機場ポンプ運転状況

右岸揚水機場（西方）

左岸揚水機場（滝）

月別	運転日数	運転時間	使用電力量	備考	運転日数	運転時間	使用電力量	備考
4月	30日	83.8時間	5,710KW		30日	46.7時間	3,873KW	
5月	31日	108.8時間	42,030KW		31日	82.5時間	14,194KW	
6月	30日	68.1時間	33,972KW		30日	55.2時間	15,139KW	
7月	31日	76.6時間	15,453KW		31日	61.1時間	9,647KW	
8月	31日	85.8時間	35,778KW		31日	69.9時間	14,285KW	
9月	30日	17.5時間	21,018KW		30日	9.6時間	11,280KW	
10月	30日	6.9時間	8,318KW		16日	1.8時間	3,370KW	
合計	213日	447.5時間	162,279KW		199日	326.8時間	71,788KW	

(2) 維持管理の状況

ア 用水路の維持について

用水路の維持については、例年どおり、幹線・支線水路は本区職員による直営又は請負により実施し、ファームpond施設については、地元役員・総代等の協力を得て、清掃、草刈等を実施した。また、今後の施設の維持管理のため、右岸送水管（1,076m）・右岸幹線（4,555m）・ファームpond（3か所）の機能診断を実施した。

イ ポンプ施設等について

ポンプ施設等については、例年どおり配水開始前に各揚水機場を点検整備し、用水の円滑な送水確保に努めた。また、維持管理事業についても、補助金を導入して計画的に工事を実施すべく、土地改良施設維持管理適正化事業に加入している。

なお、実施した主な補修・改善工事は次のとおり。

2 土地改良事業工事の施行状況

工事名	事業費	工事場所	契約工期	工事内容	請負業者名
第0501号 貝山東田マンホール修繕工事	158,400	貝山字東田地内	R5.4.21 ～5.7.21	舗装修繕(マンホール調整リング据付)一式	有限会社 信和創建
第0503号 右岸揚水機場No.1.2取水電動吐出弁修繕工事	2,420,000	右岸揚水機場	R5.9.2 ～6.3.31	取水電動吐出弁修繕工事一式	東北機電工業 株式会社
合計	2,578,400				

第3 事務の経過

1 総代会の開催及び議決状況の概要

年月日	区分	開催場所	出席者数	付議事項

2 理事会の開催及び議決状況の概要

年月日	区分	開催場所	出席者数	付議事項
令和5年 6月21日	第1回	さくら湖自然 観察ステーション	12 監事2	令和4年度事業報告・決算及び財産目録の承認・財務状況の公表について。12名満票で承認可決。
10月26日	第2回	さくら湖自然 観察ステーション	11 監事3	本年度賦課金の徴収状況、工事請負契約の専決処分・工事請負契約・補正予算(第1回)について。11名満票で承認可決。

3 監事会の開催及び議決状況の概要

年月日	区分	開催場所	出席者数	付議事項
令和5年 6月7日	第1回	三春町役場 2階会議室	3 理事2	令和4年度事業実施及び決算監査の結果について。3名満票で承認可決。
10月26日	第2回	さくら湖自然 観察ステーション	3	補正予算(第1回)について。3名満票で承認可決。

第4 経理の状況

1 一時借入金 なし

2 賦課金の納入及び滞納状況

賦課金種目	年度	調定額	徴収済額	未収額	徴収率
経常賦課金	令和5年度	10,181,742	10,135,906	45,836	99.55%

令和5年度 中間 監 査 報 告 書

本日、三春町土地改良区定款第24条第1項の規定に基づき、令和5年度における土地改良区の業務及び財産状況について中間監査を実施いたしましたところ、土地改良区の業務運営及び事業について適正に執行されていることが認められました。

また、会計経理に関しても現金預金出納帳、収支整理簿等の関係書類は、三春町土地改良区諸規定に基づき適正に処理されており、現金出納処理は適正であることが認められましたので報告します。

三春町土地改良区

理事長 坂本 浩之 様

令和6年2月20日

三春町土地改良区 総括監事

柳 忍 孝

監 事

大内 大和

監 事

櫻 原 美

議案第3号 令和5年度一般会計補正予算について

令和5年度一般会計補正予算（第1回）（第2回）を理事会で専決処分したため、三春町土地改良区規約第40条第1項に基づき総代会の承認を求める。

令和6年3月21日提出

三春町土地改良区理事長 坂本 浩之

令和5年度 補正収支予算書

収入

(単位：円)

科 目	当初予算額	第1回 補正予算額	第2回 補正予算額	比 較		附 記
				増	減	
1 土地改良事業収入	13,254,000	13,262,600	13,262,600	8,600		
經常賦課金収入	10,178,000	10,178,000	10,178,000			
經常賦課金収入	10,178,000	10,178,000	10,178,000			
転用決済金収入	1,000	9,600	9,600	8,600		
転用決済金収入	1,000	<u>9,600</u>	9,600	8,600		貝山地区2件
畑地化協力金収入	1,000	1,000	1,000			
畑地化協力金収入	1,000	1,000	1,000			
負担金収入	3,074,000	3,074,000	3,074,000			
負担金収入	3,074,000	3,074,000	3,074,000			
2 附帯事業収入	17,000	17,000	17,000			
他目的使用料収入	16,000	16,000	16,000			
他目的使用料収入	16,000	16,000	16,000			
手数料収入	1,000	1,000	1,000			
手数料収入	1,000	1,000	1,000			
3 特定資産運用収入	1,000	1,000	1,000			
特定資産利息収入	1,000	1,000	1,000			
特定資産利息収入	1,000	1,000	1,000			
4 補助金等収入	27,609,000	29,858,000	34,623,000	7,014,000		
補助金収入	18,500,000	18,500,000	18,500,000			
補助金収入	18,500,000	18,500,000	18,500,000			
助成金等収入	9,109,000	11,358,000	16,123,000	7,014,000		
助成金等収入	9,109,000	<u>11,358,000</u>	<u>16,123,000</u>	7,014,000		①人件費補助増額 ②工事費補助、電気料高騰補助
5 寄附金収入	1,000	1,000	1,000			
寄付金収入	1,000	1,000	1,000			
寄付金	1,000	1,000	1,000			
6 雑収入	253,000	253,000	1,533,000	1,280,000		
受取利息配当金収入	2,000	2,000	2,000			
受取利息	1,000	1,000	1,000			
受取配当金	1,000	1,000	1,000			
過年度収入	250,000	250,000	250,000			
長期經常賦課金	10,000	10,000	10,000			
長期特別賦課金	240,000	240,000	240,000			
過怠金収入	1,000	1,000	1,000			
過怠金収入	1,000	1,000	1,000			
その他雑収入			1,280,000	1,280,000		
雑収入			<u>1,280,000</u>	1,280,000		JA共済金ほか
7 特定資産取崩収入	8,161,000	5,912,000	1,040,000		7,121,000	
特定資産取崩収入	8,161,000	5,912,000	1,040,000		7,121,000	
財政調整積立資産取崩収入	8,136,000	<u>5,887,000</u>	<u>1,015,000</u>		7,121,000	取崩減額
職員退職給付引当積立資産取崩収入	1,000	1,000	1,000			
転用決済金積立資産取崩収入	24,000	24,000	24,000			
(A) 当期収入合計	49,296,000	49,304,600	50,477,600	1,181,600		
繰越金	2,300,000	2,343,039	2,343,039	43,039		
前年度繰越金	2,300,000	2,343,039	2,343,039	43,039		
前年度繰越金	2,300,000	<u>2,343,039</u>	2,343,039	43,039		R4繰越金
(B) 収入合計	51,596,000	51,647,639	52,820,639	1,224,639		

令和5年度 補正収支予算書

支出

(単位：円)

科 目	当初予算額	第1回 補正予算額	第2回 補正予算額	比 較		附 記
				増	減	
1 土地改良事業費支出	38,789,000	38,789,000	37,334,000		1,455,000	
維持管理費支出	15,867,000	15,867,000	14,397,000		1,470,000	
臨時雇賃金	1,134,000	1,134,000	<u>1,164,000</u>	30,000		期間延長(機能保全事業)
福利厚生費	200,000	200,000	200,000			
旅費交通費	30,000	30,000	30,000			
通信運搬費	10,000	10,000	10,000			
消耗什器備品費	200,000	<u>191,000</u>	191,000		9,000	(支払保険料に流用)
修繕費	3,000,000	3,000,000	<u>4,100,000</u>	1,100,000		工事費増額
水道光熱費	10,800,000	10,800,000	<u>8,200,000</u>		2,600,000	国による電気料金軽減措置
賃借料	40,000	40,000	40,000			
支払保険料	151,000	<u>160,000</u>	160,000	9,000		農業用施設保険料改正
支払負担金等	26,000	26,000	26,000			
業務委託費	276,000	276,000	276,000			
適正化事業費支出	143,000	143,000	143,000			
支払負担金等	143,000	143,000	143,000			
適正化事業拠出金支出	4,279,000	4,279,000	4,279,000			
適正化事業拠出金	4,279,000	4,279,000	4,279,000			
その他事業費支出	18,500,000	18,500,000	18,515,000	15,000		
調査費	18,500,000	18,500,000	<u>18,515,000</u>	15,000		機能保全事業増額
2 一般管理費支出	10,115,000	10,115,000	10,244,000	129,000		
運営事務費支出	10,005,000	10,005,000	10,134,000	129,000		
役員報酬	660,000	660,000	660,000			
給料手当	5,540,000	5,540,000	<u>5,660,000</u>	120,000		給与改正
賞与支払	1,380,000	1,380,000	<u>1,451,000</u>	71,000		給与改正
福利厚生費	1,140,000	1,140,000	<u>1,149,000</u>	9,000		給与改正
研修費	200,000	200,000	200,000			
交際費	80,000	80,000	80,000			
選挙費	1,000	1,000	1,000			
総(代)会費	190,000	190,000	190,000			
その他会議費	193,000	193,000	193,000			
旅費交通費	200,000	200,000	200,000			
通信運搬費	50,000	50,000	50,000			
消耗什器備品費	270,000	270,000	<u>199,000</u>		71,000	(賞与支払に流用)
印刷製本費	30,000	30,000	30,000			
支払手数料	20,000	20,000	20,000			
支払保険料	30,000	30,000	30,000			
支払負担金等	11,000	11,000	11,000			
租税公課	9,000	9,000	9,000			
雑費	1,000	1,000	1,000			
事務所費支出	110,000	110,000	110,000			
修繕費	49,000	49,000	49,000			
水道光熱費	50,000	50,000	50,000			
賃借料	11,000	11,000	11,000			
3 特定資産積立支出	216,000	224,600	2,723,600	2,507,600		
特定資産積立支出	216,000	224,600	2,723,600	2,507,600		
財政調整積立資産積立支出	1,000	1,000	<u>2,500,000</u>	2,499,000		
職員退職給付引当積立資産積立支出	214,000	214,000	214,000			
転用決済金積立資産積立支出	1,000	<u>9,600</u>	9,600	8,600		
4 予備費	176,000	176,000	176,000			
予備費	176,000	176,000	176,000			
予備費	176,000	176,000	176,000			
(C) 当期支出合計	49,296,000	49,304,600	50,477,600	1,181,600		
(A)-(C) 当期収支差額	0	0	0			
(B)-(C) 次期繰越収支差額	2,300,000	2,343,039	2,343,039	43,039		

議案第 4 号 三春町土地改良区定款・規程の改正について

三春町土地改良区定款・規程について、別紙のとおり改正したいので、土地改良法第 30 条の規定に基づき、総代会の承認を求める。

記

- 1 改正の内容
別紙新旧対照表のとおり
- 2 改正の理由
 - ・男女共同参画社会の実現の取組を推進するため
 - ・土地改良区定款例の一部改正（令和 3 年 1 月 7 日）に基づき改正する

令和 6 年 3 月 21 日提出

三春町土地改良区理事長 坂本 浩之

議案第 5 号 三春町土地改良区規約の改正について

三春町土地改良区規約について、別紙のとおり改正したいので、土地改良法第 30 条の規定に基づき、総代会の承認を求める。

記

- 1 改正の内容
別紙新旧対照表のとおり
- 2 改正の理由
土地改良区規約例の一部改正（令和 5 年 12 月 28 日）に基づき改正する

令和 6 年 3 月 21 日提出

三春町土地改良区理事長 坂本 浩之

議案第 6 号 三春町土地改良区会計細則の改正について

三春町土地改良区会計細則について、別紙のとおり改正したいので、三春町土地改良区規約第 48 条の規定に基づき、総代会の承認を求める。

記

- 1 改正の内容
別紙新旧対照表のとおり
- 2 改正の理由
 - ・土地改良区会計細則例の一部改正（令和 6 年 1 月 15 日）に基づき改正する
 - ・省資源化の推進と経費削減を図るため

令和 6 年 3 月 21 日提出

三春町土地改良区理事長 坂本 浩之

議案第7号 令和6年度賦課金の賦課徴収について

三春町土地改良区定款第27条及び第28条の規定により、下記のとおり賦課徴収する。

令和6年3月21日提出

三春町土地改良区理事長 坂本 浩之

記

1. 経常賦課金

項目/地区	水田A (給水区域)	水田B (給水区域外)	畑A (給水区域普通畑)	畑B (給水区域ハウス等)	畑C (給水区域外)	計
賦課基準(10a)	6,840円	720円	1,440円	4,320円	720円	
賦課面積	837,938.35㎡	10,756.00㎡	3,038,082.35㎡	13,630.20㎡	12,194.00㎡	3,912,600.90㎡
賦課額	5,731,498円	7,744円	4,374,839円	58,882円	8,780円	10,181,743円
徴収期日	賦課期日 令和6年5月27(月)					
	納入期日 令和6年7月1日(月)					
徴収方法	口座振替、または現金払いとする。					
過怠金の徴収方法	定款第34条の規定に基づき土地改良区が徴収する。					

※ 賦課面積については変更が生じる場合があるため、賦課額の変更があり得るものとする。

※ 水田B(給水区域外)とは、大字西方字向山地内及び大字鷹巣字玉ノ沢地内の一部の水田が対象である。

※ 畑C(給水区域外)とは、大字西方字向山地内の畑が対象である。

※ 農業用ハウス等の賦課基準面積は実面積とし、残面積は普通畑として賦課するものとする。

議案第8号 令和6年度決済金の賦課徴収について

令和6年度地区除外等に係る決済金の賦課徴収について

三春町土地改良区地区除外等処理規程第6条の規定により、別記決済金算定基準に基づき賦課徴収する。

令和6年3月21日提出

三春町土地改良区理事長 坂本 浩之

記

1 決済金算定基準

① 令和4年度維持管理費決算額	12,216,185円
② 同上賦課面積	3,922,562㎡
a 各年度の負担額(①÷②)	3,114円/10a
n 土地改良施設の耐用年数	22年
r 決済金の運用利率	0.01%
A 決済金単価	68,429円/10a

2 算定書式

$$\text{決済金(A)} = \text{年間負担額(a)} \times \frac{1 - \frac{1}{(1 + \text{積立金利率}(r))^{\text{耐用年数}(n)}}}{\text{積立金利率}(r)}$$

- 3 徴収期日 賦課期日 地区除外確定後土地改良区が指定する日
納入期日 土地改良区が指定する日

- 4 過怠金 定款第37条の規定により徴収する

議案第9号 令和6年度畑地化協力金徴収について

令和6年度畑地化協力金徴収について

三春町土地改良区畑地化協力金徴収規程第6条により、別記畑地化協力金算定基準に基づき徴収する。

令和6年3月21日提出

三春町土地改良区理事長 坂本 浩之

記

1 協力金算定基準

① 経常賦課金 水田A	6,840円 (10a)
② 経常賦課金 畑 A	1,440円 (10a)
a 各年度の負担額 (①-②)	5,400円 (10a)
n 土地改良施設の耐用年数	22年
r 決済金の運用利率	0.01%
A 決済金単価	118,663円/10a

2 算定書式

$$\text{決済金(A)} = \text{年間負担額(a)} \times \frac{1 - \frac{1}{(1 + \text{積立金利率}(r))^{\text{耐用年数}(n)}}}{\text{積立金利率}(r)}$$

3 徴収期日 畑地化確定後土地改良区が指定する日
納入期日 土地改良区が指定する日

4 過怠金 定款第37条の規定により徴収する

議案第10号 令和6年度一般会計予算について

令和6年度一般会計予算について、三春町土地改良区規約第37条の規定に基づき、総代会の承認を求める。

令和6年3月21日提出

三春町土地改良区理事長 坂本 浩之

令和6年度 収支予算書

収入

(単位：円)

科 目	本年度予算額	前年度予算額	比 較		附 記
			増	減	
1 土地改良事業収入	13,231,000	13,262,600		31,600	
經常賦課金収入	10,181,000	10,178,000	3,000		
經常賦課金収入	10,181,000	10,178,000	3,000		
転用決済金収入	10,000	9,600	400		
転用決済金収入	10,000	9,600	400		
畑地化協力金収入	1,000	1,000			
畑地化協力金収入	1,000	1,000			
負担金収入	3,039,000	3,074,000		35,000	
負担金収入	3,039,000	3,074,000		35,000	地区外給水負担金
2 附帯事業収入	17,000	17,000			
他目的使用料収入	16,000	16,000			
他目的使用料収入	16,000	16,000			
手数料収入	1,000	1,000			
手数料収入	1,000	1,000			
3 特定資産運用収入	1,000	1,000			
特定資産利息収入	1,000	1,000			
特定資産利息収入	1,000	1,000			
4 補助金等収入	33,414,000	34,623,000		1,209,000	
補助金収入	13,000,000	18,500,000		5,500,000	
補助金収入	13,000,000	18,500,000		5,500,000	水利施設等機能保全高度化事業R6
助成金等収入	20,414,000	16,123,000	4,291,000		
助成金等収入	20,414,000	16,123,000	4,291,000		町補助金(人件費、適正化1/2)
5 交付金収入	14,400,000		14,400,000		
適正化事業交付金収入	14,400,000		14,400,000		
適正化事業交付金収入	14,400,000		14,400,000		交付金9,600,000 積立分3,840,000+960,000
6 寄附金収入	1,000	1,000			
寄付金収入	1,000	1,000			
寄付金	1,000	1,000			
7 雑収入	304,000	1,533,000		1,229,000	
受取利息配当金収入	2,000	2,000			
受取利息	1,000	1,000			
受取配当金	1,000	1,000			
過年度収入	300,000	250,000	50,000		
長期經常賦課金	20,000	10,000	10,000		
長期特別賦課金	280,000	240,000	40,000		
過怠金収入	1,000	1,000			
過怠金収入	1,000	1,000			
その他雑収入	1,000	1,280,000		1,279,000	
雑収入	1,000	1,280,000		1,279,000	
8 特定資産取崩収入	2,425,000	1,040,000	1,385,000		
特定資産取崩収入	2,425,000	1,040,000	1,385,000		
財政調整積立資産取崩収入	2,400,000	1,015,000	1,385,000		
職員退職給付引当積立資産取崩収入	1,000	1,000			
転用決済金積立資産取崩収入	24,000	24,000			
(A) 当期収入合計	63,793,000	50,477,600	13,315,400		
繰越金	2,400,000	2,343,039	56,961		
前年度繰越金	2,400,000	2,343,039	56,961		
前年度繰越金	2,400,000	2,343,039	56,961		
(B) 収入合計	66,193,000	52,820,639	13,372,361		

支出

(単位：円)

科 目	本年度予算額	前年度予算額	比 較		附 記
			増	減	
1 土地改良事業費支出	53,286,000	37,334,000	15,952,000		
維持管理費支出	18,684,000	14,397,000	4,287,000		
臨時雇賃金	1,312,000	1,164,000	148,000		維持管理専従員
福利厚生費	206,000	200,000	6,000		
旅費交通費	30,000	30,000			
通信運搬費	10,000	10,000			
消耗什器備品費	250,000	191,000	59,000		
修繕費	6,000,000	4,100,000	1,900,000		修繕工事、修繕原材料、PCB対応費
水道光熱費	10,000,000	8,200,000	1,800,000		電気料、軽ダンプ燃料
賃借料	40,000	40,000			
支払保険料	160,000	160,000			
支払負担金等	27,000	26,000	1,000		積算システム
業務委託費	649,000	276,000	373,000		電気設備保守委託
適正化事業費支出	17,223,000	143,000	17,080,000		
修繕費	17,000,000		17,000,000		適正化事業(左岸揚水機場)
支払負担金等	223,000	143,000	80,000		適正化事業事務費
適正化事業拠出金支出	4,279,000	4,279,000			
適正化事業拠出金	4,279,000	4,279,000			適正化事業費積立
その他事業費支出	13,100,000	18,515,000		5,415,000	
調査費	13,100,000	18,515,000		5,415,000	水利施設等機能保全高度化事業R6
2 一般管理費支出	10,106,000	10,244,000		138,000	
運営事務費支出	9,938,000	10,134,000		196,000	
役員報酬	660,000	660,000			
給料手当	5,713,000	5,660,000	53,000		
賞与支払	1,501,000	1,451,000	50,000		
福利厚生費	1,227,000	1,149,000	78,000		
研修費	50,000	200,000		150,000	
交際費	80,000	80,000			慶弔
選挙費	1,000	1,000			
総(代)会費	190,000	190,000			1回
その他会議費	193,000	193,000			理事会、監事会
旅費交通費	50,000	200,000		150,000	
通信運搬費	50,000	50,000			切手
消耗什器備品費	120,000	199,000		79,000	
印刷製本費	30,000	30,000			
支払手数料	20,000	20,000			JA自動振替手数料
支払保険料	30,000	30,000			
支払負担金等	11,000	11,000			県土地連一般賦課金
租税公課	11,000	9,000	2,000		軽自動車税(2台)
雑費	1,000	1,000			
事務所費支出	168,000	110,000	58,000		
修繕費	100,000	49,000	51,000		軽バン車検
水道光熱費	57,000	50,000	7,000		軽バン燃料
賃借料	11,000	11,000			コピー機リース料
3 特定資産積立支出	225,000	2,723,600		2,498,600	
特定資産積立支出	225,000	2,723,600		2,498,600	
財政調整積立資産積立支出	1,000	2,500,000		2,499,000	
職員退職給付引当積立資産積立支出	214,000	214,000			
転用決済金積立資産積立支出	10,000	9,600	400		
4 予備費	176,000	176,000			
予備費	176,000	176,000			
予備費	176,000	176,000			
(C) 当期支出合計	63,793,000	50,477,600	13,315,400		
(A)-(C) 当期収支差額	0	0			
(B)-(C) 次期繰越収支差額	2,400,000	2,343,039	56,961		

(注) 目間の流用、及び予備費の充用は理事長の専決とする。

議案第 11 号 令和 6 年度一般会計の一時借入について

令和 6 年度一般会計運営事務費に充当するため、必要に応じ下記により一時借入金の借入をすることができるものとする。

記

- | | | |
|---|-------|-------------------|
| 1 | 借入資金名 | 一般会計事務運営資金 |
| 2 | 借入先 | 福島さくら農業協同組合 |
| 3 | 借入限度額 | 金 20,000,000 円以内 |
| 4 | 借入利率 | 5%以内 |
| 5 | 償還方法 | 経常賦課金、償還賦課金及び町補助金 |

令和 6 年 3 月 21 日提出

三春町土地改良区理事長 坂本 浩之

議案第 12 号 歳計現金預入先について

令和 6 年度三春町土地改良区が保管する歳計現金の預入先を下記のとおりとする。

記

- | | | |
|---|----------|-----------------------------|
| 1 | 預入先金融機関名 | 福島さくら農業協同組合三春支店
東邦銀行三春支店 |
|---|----------|-----------------------------|

令和 6 年 3 月 21 日提出

三春町土地改良区理事長 坂本 浩之

議案第4号 三春町土地改良区定款・規程の改正について

三春町土地改良区定款 新旧対照表

改 正 後	現 行 (最終認可 令和2年5月11日福島県指令農整第340号)
<p>第1条～第13条 (略)</p> <p style="text-align: center;">第二章 会 議</p> <p>(書面又は代理人による議決)</p> <p>第14条 やむを得ない理由のため、総代会に出席することができない総代は、あらかじめ通知した事項について、書面又は代理人により議決権を行うことができる。</p> <p>2 書面により議決権を行おうとする総代は、あらかじめ通知のあった事項について、書面にそれぞれ賛否を記載し、<u>削 除</u> 総代会の会日の前日 (通知で別に定めたときは、その日時) までにこの土地改良区に提出してしなければならない。</p> <p>3 総代の代理人は、書面により代理権を証明しなければならない。</p> <p>第15条～第18条 (略)</p> <p style="text-align: center;">第三章 役 員</p> <p>(役員の数)</p> <p>第19条 この土地改良区の役員定数は、理事<u>15</u>人及び監事3人とする。</p> <p>2 前項の役員定数のうち、理事<u>3</u>名は、組合員でない者とする。</p> <p>3 第1項の監事定数のうち、1人は法第18条第6項各号の全てに該当する者とする。</p> <p>4 <u>第2項の組合員でない者のうち、2人は女性とする。</u></p> <p>第20条～第41条 (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 <u>この定款は、福島県知事が認可した日(令和 年 月 日)から施行する。</u></p> <p>2 <u>第19条第1項、第2項、第4項の規定は、現役員の任期満了による次期の選任のときから適用し、それまではなお、従前の例による。</u></p>	<p>第1条～第13条 (略)</p> <p style="text-align: center;">第二章 会 議</p> <p>(書面又は代理人による議決)</p> <p>第14条 やむを得ない理由のため、総代会に出席することができない総代は、あらかじめ通知した事項について、書面又は代理人により議決権を行うことができる。</p> <p>2 書面により議決権を行おうとする総代は、あらかじめ通知のあった事項について、書面にそれぞれ賛否を記載し、<u>これに署名又は記名押印の上</u>、総代会の会日の前日 (通知で別に定めたときは、その日時) までにこの土地改良区に提出してしなければならない。</p> <p>3 総代の代理人は、書面により代理権を証明しなければならない。</p> <p>第15条～第18条 (略)</p> <p style="text-align: center;">第三章 役 員</p> <p>(役員の数)</p> <p>第19条 この土地改良区の役員定数は、理事<u>13</u>人及び監事3人とする。</p> <p>2 前項の役員定数のうち、理事<u>1</u>名は、組合員でない者とする。</p> <p>3 第1項の監事定数のうち、1人は法第18条第6項各号の全てに該当する者とする。</p> <p>(新設)</p> <p>第20条～第41条 (略)</p>

三春町土地改良区総代選挙規程 新旧対照表

改正後	現 行
<p>第1条～第6条（略）</p> <p>（選挙管理者の職務）</p> <p>第7条 選挙管理者は、選挙に関する事務を担当し、開票管理者から第9条の規定による報告を受けたときは、選挙立会人立会の上、その報告を調査し、各人の得票総数を計算し、選挙録を作って選挙に関する次第を記載し、選挙立会人とともにこれに署名<u>削除</u>しなければならない。</p> <p>（投票管理者の職務）</p> <p>第8条 投票管理者は、投票に関する事務を担当し、投票録を作って投票に関する次第を記載し、投票立会人とともにこれに署名<u>削除</u>しなければならない。</p> <p>2～3 （略）</p> <p>（開票管理者の職務）</p> <p>第9条 開票管理者は、開票に関する事務を担当し、開票立会人立会の上、投票箱を開き、投票を点検し、開票立会人の意見を聴いて投票の効力を決定し、直ちにその結果を選挙管理者に報告するとともに、開票録を作って開票に関する次第を記載し、開票立会人とともにこれに署名<u>削除</u>しなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>第10条～第26条（略）</p> <p>（補欠選挙）</p> <p>第27条 選挙区ごとに定める総代の全部又は一部が欠けた場合には、前条の規定により当選人を定めることができるときを除き、当該選挙区ごとに、その不足の員数につき、補欠選挙を行わなければならない。ただ</p>	<p>第1条～第6条（略）</p> <p>（選挙管理者の職務）</p> <p>第7条 選挙管理者は、選挙に関する事務を担当し、開票管理者から第9条の規定による報告を受けたときは、選挙立会人立会の上、その報告を調査し、各人の得票総数を計算し、選挙録を作って選挙に関する次第を記載し、選挙立会人とともにこれに署名<u>又は記名押印</u>しなければならない。</p> <p>（投票管理者の職務）</p> <p>第8条 投票管理者は、投票に関する事務を担当し、投票録を作って投票に関する次第を記載し、投票立会人とともにこれに署名<u>又は記名押印</u>しなければならない。</p> <p>2～3 （略）</p> <p>（開票管理者の職務）</p> <p>第9条 開票管理者は、開票に関する事務を担当し、開票立会人立会の上、投票箱を開き、投票を点検し、開票立会人の意見を聴いて投票の効力を決定し、直ちにその結果を選挙管理者に報告するとともに、開票録を作って開票に関する次第を記載し、開票立会人とともにこれに署名<u>又は記名押印</u>しなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>第10条～第26条（略）</p> <p>（補欠選挙）</p> <p>第27条 選挙区ごとに定める総代の全部又は一部が欠けた場合には、前条の規定により当選人を定めることができるときを除き、当該選挙区ごとに、その不足の員数につき、補欠選挙を行わなければならない。ただ</p>

<p>し、欠員数が当該選挙区の定数の6分の1以内であるとき（総代の定数が2人以上<u>6</u>人未満である選挙区にあっては、欠員数が1人であるとき）又は総代に欠員を生じた時が総代の任期満了前6月以内であるとき（総代の数が当該土地改良区の総代の定数の3分の2に達しなくなったときを除く。）は、補欠選挙を行わないことができる。</p> <p>第28条（略）</p> <p>附 則</p> <p>本規程は、知事が許可した日（令和 年 月 日）から施行する。</p>	<p>し、欠員数が当該選挙区の定数の6分の1未満であるとき（総代の定数が2人以上<u>7</u>人未満である選挙区にあっては、欠員数が1人であるとき）又は総代に欠員を生じた時が総代の任期満了前6月以内であるとき（総代の数が当該土地改良区の総代の定数の3分の2に達しなくなったときを除く。）は、補欠選挙を行わないことができる。</p> <p>第28条（略）</p>
--	--

三春町土地改良区役員選任規程 新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>第1条（略）</p> <p>（役員を選任）</p> <p>第2条 役員のうち組合員である理事は、各被選任区につきその区域に所属する組合員のうちから選任するものとする。</p> <p>2 役員のうち組合員でない理事は、三春町からの候補者から<u>1名、第一選任区から第五選任区からの候補者から1名、第六選任区から第十二選任区からの候補者から1名</u>を、選任する。</p> <p>3 土地改良法（以下「法」という。）第18条第6項各号に該当する監事（以下「員外監事」という。）は、組合員でない監事の候補者のうちから、その他の監事と区分して、選任する。</p> <p>4 前3項の規定による役員の被選任区及びその区域から選任すべき役員の定数は、次のとおりとする。</p>	<p>第1条（略）</p> <p>（役員を選任）</p> <p>第2条 役員のうち組合員である理事は、各被選任区につきその区域に所属する組合員のうちから選任するものとする。</p> <p>2 役員のうち組合員でない理事は、三春町からの候補者から、選任する。</p> <p>3 土地改良法（以下「法」という。）第18条第6項各号に該当する監事（以下「員外監事」という。）は、組合員でない監事の候補者のうちから、その他の監事と区分して、選任する。</p> <p>4 前3項の規定による役員の被選任区及びその区域から選任すべき役員の定数は、次のとおりとする。</p>

被選任区	被選任区域	定 数		被選任区	被選任区域	定 数	
		理事数	監事数			理事数	監事数
第一選任区	行政区の過足区	1人	1人	第一選任区	行政区の過足区	1人	1人
第二選任区	行政区の西方区	1人		第二選任区	行政区の西方区	1人	
第三選任区	行政区の斎藤区	1人		第三選任区	行政区の斎藤区	1人	
第四選任区	行政区の沼沢区	1人		第四選任区	行政区の沼沢区	1人	
第五選任区	行政区の鷹巣区	1人		第五選任区	行政区の鷹巣区	1人	
第六選任区	行政区の貝山区	1人	1人	第六選任区	行政区の貝山区	1人	1人
第七選任区	行政区の込木区	1人		第七選任区	行政区の込木区	1人	
第八選任区	行政区の 滝 区	1人		第八選任区	行政区の 滝 区	1人	
第九選任区	行政区の柴原区	1人		第九選任区	行政区の柴原区	1人	
第十選任区	行政区の樋渡区	1人		第十選任区	行政区の樋渡区	1人	
第十一選任区	行政区の根本・蛇石区	1人		第十一選任区	行政区の根本・蛇石区	1人	
第十二選任区	行政区の狐田区	1人		第十二選任区	行政区の狐田区	1人	
5 (略) 第3条～第13条 (略)				5 (略) 第3条～第13条 (略)			
附 則							
1 この規程は、知事が許可した日（令和 年 月 日）から施行する。							
2 第2条第2項の規定は、現役員の任期満了による次期の選任のときから適用し、それまではなお、従前の例による。							

議案第5号 三春町土地改良区規約の改正について

三春町土地改良区規約 新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>第1条～第20条（略） （理事会の付議事項）</p> <p>第21条 理事会に付議すべき事項は、別に規定するもののほか、次のとおりとする。</p> <p>(1) 定款、規約、管理規程、利水調整規程及び総代会の決議により、理事会に委ねられた事項</p> <p>(2) 総代会の招集、土地改良法第52条第5項並びに同法第53条の4第2項及び同法第99条第2項において準用する同法第52条第5項の会議の招集並びにこれらに提出すべき議案に関する事項</p> <p>(3) その他土地改良区の管理運営上必要と認める事項</p> <p>2 理事会は、軽易な事項については、理事長の専決に委ねることができる。</p> <p>3 理事会は、毎月末の現金及び預金残高と現金預金出納帳の残高の照合の結果について、<u>会計主任からの報告を受けなければならない。</u></p> <p>第22条～第57条（略） （農地転用等に伴う処理）</p> <p>第58条 この土地改良区の地区内農地等が転用される場合において、農地法施行規則第30条第6号又は第57条の4第2項第3号の規定による意見は、転用団地面積が、1,000㎡未満にあっては理事長、1,000㎡以上、5,000㎡未満にあっては理事会、5,000㎡以上にあっては総代会で決する。</p> <p>2（略）</p> <p><u>附 則</u></p> <p>1 <u>この規約は、令和6年4月1日より施行する。</u></p>	<p>第1条～第20条（略） （理事会の付議事項）</p> <p>第21条 理事会に付議すべき事項は、別に規定するもののほか、次のとおりとする。</p> <p>(1) 定款、規約、管理規程、利水調整規程及び総代会の決議により、理事会に委ねられた事項</p> <p>(2) 総代会の招集、土地改良法第52条第5項並びに同法第53条の4第2項及び同法第99条第2項において準用する同法第52条第5項の会議の招集並びにこれらに提出すべき議案に関する事項</p> <p>(3) その他土地改良区の管理運営上必要と認める事項</p> <p>2 理事会は、軽易な事項については、理事長の専決に委ねることができる。 (新設)</p> <p>第22条～第57条（略） （農地転用等に伴う処理）</p> <p>第58条 この土地改良区の地区内農地等が転用される場合において、農地法施行規則第30条第6号又は第57条の2第2項第3号の規定による意見は、転用団地面積が、1,000㎡未満にあっては理事長、1,000㎡以上、5,000㎡未満にあっては理事会、5,000㎡以上にあっては総代会で決する。</p> <p>2（略）</p>

議案第6号 三春町土地改良区会計細則の改正について

三春町土地改良区会計細則 新旧対照表

改 正 後	現 行
第1章 総 則	第1章 総 則
<p>第1条 (略) (会計主任等)</p> <p>第2条 会計主任は、現金、預金通帳、会計に関する帳簿、固定資産に関する帳簿及び物品に関する帳簿等を保管する。</p> <p>2 会計主任は、その保管する現金を私金と混同してはならない。</p> <p>3 会計主任は、その保管する現金を盗難その他により亡失したときは、直ちに会計担当理事及び理事長に報告し、その指示を受けなければならない。</p> <p>4 <u>事務局長は、金融機関に対する届出印を保管する。</u></p> <p>第3条 (略) (会計帳簿等の管理)</p> <p>第4条 現金、預金通帳、<u>金融機関に対する届出印</u>、会計に関する帳簿、固定資産に関する帳簿及び物品に関する帳簿等を会計担当理事の承認なく外部に持ち出してはならない。ただし、現金及び預金通帳について、金融機関に持ち込むことは除くものとする。</p> <p>第5条～第14条 (略)</p>	<p>第1条 (略) (会計主任)</p> <p>第2条 会計主任は、現金、預金通帳、会計に関する帳簿、固定資産に関する帳簿及び物品に関する帳簿等を保管する。</p> <p>2 会計主任は、その保管する現金を私金と混同してはならない。</p> <p>3 会計主任は、その保管する現金を盗難その他により亡失したときは、直ちに会計担当理事及び理事長に報告し、その指示を受けなければならない。</p> <p>(新設)</p> <p>第3条 (略) (会計帳簿等の管理)</p> <p>第4条 現金、預金通帳、会計に関する帳簿、固定資産に関する帳簿及び物品に関する帳簿等を会計担当理事の承認なく外部に持ち出してはならない。ただし、現金及び預金通帳について、金融機関に持ち込むことは除くものとする。</p> <p>第5条～第14条 (略)</p>
第3章 収入支出事務	第3章 収入支出事務
<p>(賦課金等の領収)</p> <p>第15条 土地改良区は、賦課通知書により金銭を領収したとき又は納入告知書により金銭を領収したときは、賦課通知書又は納入告知書に接続する領収証に領収印を押印して納入者に交付しなければならない。<u>ただし、振込入金及び口座振替による領収の場合は、納入者から求めがある場合を除いて領収証を発行しない。</u></p>	<p>(賦課金等の領収)</p> <p>第15条 土地改良区は、賦課通知書により金銭を領収したとき又は納入告知書により金銭を領収したときは、賦課通知書又は納入告知書に接続する領収証に領収印を押印して納入者に交付しなければならない。</p>
第16条～第30条 (略)	第16条～第30条 (略)

<p>(残高の照合)</p> <p>第31条 会計主任は、現金について、日々の現金出納終了後、その残高を現金預金出納帳と照合しなければならない。</p> <p>2 会計主任は、毎月末において、現金及び預金残高と現金預金出納帳の残高とを照合し、その結果について会計担当理事の確認を受けなければならない。</p> <p>3 <u>会計主任は、前項の規定により確認を受けた旨の書面を作成するとともに、会計担当理事と当該書面に署名しなければならない。</u></p> <p>4 <u>会計主任は、毎月末の現金及び預金残高と現金預金出納帳の残高の照合の結果について、前項の書面を添えて理事会で報告しなければならない。</u></p> <p>第31条～第65条（略）</p> <p>附 則</p> <p><u>この会計細則は、令和6年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(残高の照合)</p> <p>第31条 会計主任は、現金について、日々の現金出納終了後、その残高を現金預金出納帳と照合しなければならない。</p> <p>2 会計主任は、毎月末において、現金及び預金残高と現金預金出納帳の残高とを照合し、その結果について会計担当理事の確認を受けなければならない。</p> <p>(新設)</p> <p>第31条～第65条（略）</p>
--	--

三春町土地改良区総代名簿

任期 R3. 6. 30～R7. 6. 29

地区	氏名							
過 足	山川 和明	柳沼 憲一	上石 耕一	過足 明治	村上 正幸			
西 方	千葉 昌宏	千葉 朝雪	府中 久男					
斎 藤	浦山 広一	佐々木義勝	宗形 栄	過足 好一	宗形 一夫			
沼 沢	佐藤 守男	松崎 吉文	佐藤 和典					
鷹 巣	影山 勝雄	橋本 寛	影山 信也	橋本 清	橋本 和彦			
	鈴木 史典	影山 忠行	山口 泰和	佐久間喜代治	橋本 敏雄			
貝 山	渡邊 功一	渡邊 秀利	影山 重徳	黒羽 政美	我妻 良則			
	渡辺 真一	大内 俊昌						
込 木	松崎 長市	佐藤 芳吉	渡邊 英夫	佐藤 勇				
滝	橋本 仁一	橋本 藤雄	橋本 昇	橋本 清				
柴 原	宗像 寿好	村上 信一						
樋 渡	白岩 義男	白岩 喜義						
根本・蛇石	柳沼 保寿	近内 徳美	近内 喜隆					
狐 田	影山 隆喜	三本木寿栄						

三春町土地改良区役員名簿

任期 R3. 7. 26～R7. 7. 25

職名	氏名	地区
理事長	坂本 浩之	(員外)
副理事長	小松 茂行	滝
会計担当理事	佐久間千佳	鷹 巣
庶務担当理事	壁巢 幸弥	西 方
右岸水利調整担当理事	坂上 政一	沼 沢
左岸水利調整担当理事	過足 勝一	過 足
理 事	渡辺 倫良	斎 藤
理 事	渡邊 晃秀	貝 山
理 事	武田 政市	込 木
理 事	渡邊 重吉	柴 原
理 事	橋本 邦夫	樋 渡
理 事	近内 國男	根本・蛇石
理 事	影山 久平	狐 田
総括監事	柳沼 学	鷹 巣
監 事	大内 大利	貝 山
監 事	嶋原 実	(員外)

三春町土地改良区事務局名簿

職名	氏名
事務局長	渡辺 浩志
主任主査	宗像 哲志
主 査	伊藤 崇文
事 務 員	土棚 容子
維持管理業務専従員	柳沼 良正

事務所所在地

〒963-7796
 福島県田村郡三春町字大町1番地の2
 三春町役場2階
 電話 0247-73-8600 (直通)
 電話 0247-62-2111 (三春町役場代表)
 FAX 0247-61-1110 (三春町役場)

組合員各位

給水実施期間のお知らせ

給水開始日 令和6年 4月10日(水)

給水停止日 令和6年 10月15日(火)※

※9月以降給水の必要のない地区（田だけに使用している地区）においては、節水の為
9月2日(月) ファームポンドの流出弁を閉めさせていただきます。

【水利用の注意点】

●計画的な水の使用を心がけましょう。

特に5月の連休は注意してください。

国の取水許可水量があるため、超過する可能性があるときは通水を休止せざるを得ない場合があります。そうならないよう調整しておりますが、皆様のご協力をお願いします。また、一斉に水を使用しますと、水の出にくい地区が出てきます。地域で協力し合って使用してください。

●給水栓の閉め忘れは絶対ダメ！！

夜間給水は管理が不十分で垂れ流しになるため行わないでください。
日中もこまめに給水栓を操作し、水を大切に使いましょう。

●無駄な水を出さないようにしましょう。

電気使用量（料金）の増加が見込まれます。無駄な水は必要のない支出につながり、
経常賦課金に影響します。

◎ 組合員の皆様のご協力をお願いいたします。

三春町土地改良区 0247-73-8600